

# 平成28年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

## おいらせ町議会 平成28年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成28年第4回定例会記録				
招集年月日	平成28年12月1日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成28年12月6日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	平成28年12月6日 午後 3時41分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不応招議員	な し			
出席議員	16名			
欠席議員	な し			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	教 育 長	福 津 康 隆
	総 務 課 長	小 向 道 彦	分庁サービス課長	松 林 政 彦
	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿	まちづくり防災課長	田 中 貴 重
	税 務 課 長	小 向 仁 生	町 民 課 長	澤 田 常 男
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	農 林 水 産 課 長	西 館 道 幸	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	北 向 勝
	病 院 事 務 長	小 向 博 明	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選挙管理委員会委員長	相 坂 一 男
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一
	選挙管理委員会事務局長	小 向 道 彦	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸
	監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	中 野 重 男	事 務 局 次 長	小 向 正 志

	臨時職員	吉田美里		
町長提出 議案の題目	1	報告第22号	専決処分報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	
	2	報告第23号	専決処分報告について（自動車事故に係る損害賠償の額の決定について）	
	3	報告第24号	専決処分報告について（北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の一部変更契約の締結について）	
	4	議案第93号	おいらせ阿光坊古墳館条例の制定について	
	5	議案第94号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
	6	議案第95号	おいらせ町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	
	7	議案第96号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第97号	おいらせ町税条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第98号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第99号	おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について	
	11	議案第100号	青森県市町村総合事務組合規約の変更について	
	12	議案第101号	平成28年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について	
	13	議案第102号	平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
	14	議案第103号	平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
	15	議案第104号	平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	
	16	議案第105号	平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
	17	議案第106号	平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第3号）について	
	18	議案第107号	平成28年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について	
	19	議案の上程	報告第25号	
	20	報告第25号	専決処分報告について（百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約の締結について）	
	21	委員会の閉会中の継続審査の件		
議員提出 議案の題目				
開議		午前10時00分		
議事日程		議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
会期議題	馬場議長	日程第1、報告第22号、専決処分の報告についてを議題といたします。 本件は、自動車破損に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長 (小向道彦君)	それでは、報告第22号について、ご説明申し上げます。 議案書の1ページから3ページをごらんください。 本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により去る10月11日付で専決処分を行ったものであります。 その内容につきましては、本年8月31日、おいらせ町青葉9丁目地内において台風10号の影響により町が管理する学校施設が倒壊し、当該施設の飛散物によって町内在住の方が所有する乗用車の右フロントバンパーを損傷させたものであります。 なお、当該施設は以前より傾きが確認されておりましたが、対処がおくれたことによって今回の結果を招いたものであります。

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>損害賠償額は、相手側車両のフロントバンパー修理代金3万4,506円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第22号を終わります。</p> <p>日程第2、報告第23号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は自動車事故に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、報告第23号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから6ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により去る10月18日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年9月21日、午前7時40分ごろ七戸町字後平地内において公務出張のため青森市に向かっていた町職員の運転する公用車が一時停止中であつた一般乗用車に接触し、右リアバンパーを損傷させたものであります。</p> <p>損害賠償額は相手側車両のリアバンパー修理代金17万1,094円で示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--------------	--	---



答弁	馬場議長	<p>答弁を求めますか。いいですか。</p> <p>総務課長。</p>
	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>ただいまのおっしゃったとおり、調査して後で報告したいと思っています。</p> <p>以上であります。</p>
	馬場議長	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は、今、西館議員が質問したんですけれども、まず専決処分は相手があることですから早期に解決をして処理をしたというふうなことでは理解をいたしますけれども、この内容について一つ確認をさせていただきたい。</p> <p>まずは7時40分というのは勤務時間外であります。それで青森に出張して行って相手の車に接触をし、破損させたというふうなこと。費用の負担というのは、今、総務課長が説明したように保険で負担をしておりますよというふうなことで、それは相手の車に対しての100%負担になると思いますけれども、じゃあ、事故車両、公用車の修理はどういうふうな形で対応したのか、するのか。</p> <p>それから職員が公用車を運転する行為の命令は誰が出しているのか。県の場合ですと、ほとんど公用車は運転手付で町に報告しているというふうに私は見ているんですけれども、いつごろから、そういうふうな命令の仕方が変わってきたのか。たしか合併時は運転手付でなければだめだというふうな、職員の運転はだめだというふうなことも申し合わせ的にあったような気がするんですが、今現在、そういうふうなのが技能職の職員を見ても1名しかいないというような状況であれば、公用車が今、何台ありますか。これらは全部職員が運転するというふうなことにしているんじゃないですか。この管理状況についてもお知らせいただきたいと思いますよ。</p> <p>それと、例えば公用車でたまたま交通の違反をしたと、公務中。この罰金の支払いとかそういうふうなのはどうなるんですか。個人負担なんですか。</p>

		<p>私は本当にこういうふうな運転行為というのは、特に女子職員については負担になると思いますよ。なるべく外へ出たくないというふうな思いに駆られるんじゃないですか。特に新卒で入ってきた人が、自分がようやく自分の車に慣れてきたのに公用車で乗ったこともない車に乗って業務をこなすというふうなのは非常に苦痛だと思いますよ。この辺について、どう捉えているか。</p> <p>まず公用車の費用負担があるのか。運転する行為の命令者はいつから誰になったのか。この罰金等の支払い、それから公用車の台数と管理状況、この4点についてお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁願います。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず事故車両については今回のケースは公用車については傷等なく修理等はありませんでした。もし修理をするという場合についても保険で対応するというような話になります。</p> <p>あと命令ですけれども、今は公用車は運転してもよいということにしておりますので、出張の出ない命令につきましては、県内であれば課長が決裁して認めるというような形であります。</p> <p>あと罰金の支払いにつきましては、個人の支払いということになります。</p> <p>あと車の管理台数ですけれども、普通自動車は全部で35台ということであります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>事故車両の修理はないけれども、事故車両については自分たちの保険で対応できますよというふうなことで、わかりました。</p> <p>こういうふうな人事で課長が決裁するという。例えば、こうなりますと、課長が決裁するということは課長が命令を出すわけですから、重大な過失、刑事罰を問われるような事故が発生した場合、最終的には課長にも責任が及ぶのかどうかですよ。運転ミス</p>



<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>等がないわけじゃないのです。今現在そういうふうなのがいっぱい出ているわけですから。これらの判断はどうなりますか。</p> <p>罰金は個人負担だと言いますが、公用車を運転して、例えば60キロで走ってあっても50キロのところに標識がなかったりなんかして見落とししたり、そういうふうな掲示されていないところで、例えば測定とかそういうふうなのに引っ掛かる場合もあるわけですね。こういうふうな個人を罰して個人の責任だからということで日当も出ない出張に誰も行きたくなくなるんじゃないですか。これだと私はちょっとあまりにも行政の捉え方とすれば職員をもっと大事にすべきじゃないですか。私はちょっとこの辺はよく理解できませんよ。</p> <p>課長に最終的に責任が及ぶかどうか、まずそこ1点と、例えば事故があったときに、それから交通違反があったとき、ちゃんと前は役所のほうに報告が来たと思うんですけども、新聞を見ますと、県の場合は公表しますね。名前は出ないんですけども、辞令を。学校の先生が一番スピード違反で捕まっているのが多いんですよ。私、見ますと、特に女性の教員が男より大体女のほうが6から7、男が1、なぜそういうふうに見ればストレスが非常にあるんじゃないか。役所の場合はそういうふうな形で個人の場合も報告があるのかどうか。これらについてもお知らせいただきたいと思います。</p>
	<p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、報告のほうですけども、おいらせ町職員の自動車等の事故等に係る管理に係る要綱ということで、事故等起こした場合には、その書類を提出するという事になっております。</p> <p>それから管理責任ということでありますけれども、これは本当になかなか難しい問題ですけども、町とすれば、今、公用車のほうを認めていますので、事故になったときには、そのケースによってそれぞれ判断していくということになるかと思います。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>6番。</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私はいろいろな意味で町の行政事務を司る職員が、いろいろな意味で禍根を残すような勤務条件をつくるべきじゃないと思うんですよ。みんな萎縮してしまいますよ。課長の命令で、この車で出張しなさいとか。事故があったら私は、その人も罰せられませけれども、今のこの事故のこれを見れば非常に相手のほうもそれなりに理解を示してくれて示談が成立したと思うんですけども、例えばいろいろなタイプの人がいるわけですから、まずは当事者なり職員が一番苦痛を感じると思いますよ。業務も停滞すると思います。</p> <p>そういうふうなのだったら、そういうふうな運転業務を指示するのだったら、バックアップもちゃんとできるような体制なりシステムをちゃんとつくるべきじゃないですか。安心して職員が命令を受けられるような、そういうふうな体制をつくるべきじゃないですか。</p> <p>ただ単に技能職が減って補充しないで職員に運転させるというふうな行為というのは、県がそれでちゃんと守っているのに、何でそういうふうな役場だからできるというふうな考え方になるんですか。私はこういうふうなのはおかしいと思いますよ。管理職の課長の責任が問われますよ。自分たちだって、いろいろな意味で今度、行政的な部分から離れて個人的な裁判とかそういうふうなのに関わり回されることがあるんですよ。</p> <p>今のうちに少なくともそういうふうな対応する体制をつくって、こういうふうにしてこう対応しますというふうなことを職員にも示すべきだし、管理職としてもちゃんと意思統一すべきじゃないですか。どう思いますか、この辺。最後になりますけれども。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>総務課長。</p> <p>確かに議員おっしゃることも理解できますけれども、なかなか現状では対応が難しいということで今後検討させていただきたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。</p> <p>以上であります。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p>

\*\*\*なしの声\*\*\*

当局の説明	馬場議長	<p>総務課長の答弁の中で、公用車に修理が必要であれば保険でという答弁でしたけれども、すべての公用車に車両保険もかかっているということで理解していいですか。はい。</p> <p>それでは、なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第23号を終わります。</p>
	馬場議長	<p>日程第3、報告第24号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、北部児童センター増改築工事（建築）請負契約の一部変更契約の締結について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、報告第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の7ページ、8ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第3号アの規定により議会の議決を経て工事請負契約をした北部児童センター増改築工事（建築）において請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約を締結したため、本年10月14日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容につきましては、現地精査及び運営計画等の変更に伴う資材の変更や追加工事の実施により契約金額を383万4,000円増額し、変更後の契約金額を1億7,447万4,000円としたものであります。</p> <p>なお、変更契約の理由、施工概要等につきましては、工事担当課である町民課長が説明いたします。</p> <p>以上であります。</p>
当局の説明	馬場議長	町民課長。
	町民課長 (澤田常男君)	<p>それでは、変更契約の概要についてご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、計画的かつ効率的に工事を進めるため、4月以降9月まで月2回程度のペースで町、工事管理者、施工業者の3者で工程会議を開きながら、各設計内容の確認や工程のす</p>

		<p>り合わせをしながら実施してまいりました。</p> <p>設計書どおり施工するのは当然でございますが、児童にとって安全でより利用しやすい施設づくりを行うという共通認識のもと進めてまいりました結果、今回の変更契約に至ったものであります。</p> <p>その主な内容でございますが、内外装工事につきましては、遊戯室等の大空間の部屋がございますが、その天井が反響等の懸念がされることから天井の資材を一般の資材ではなくて吸音板の資材に変更したものでございます。</p> <p>それから雑工事の中では、増築部分は西日が射す場所がかなり多いものですから、各部屋のカーテンを遮光性のものに変更したということでございます。</p> <p>それから、木ノ下児童館と北部児童センター統合ということで、木ノ下児童館の児童数、かなり多いことから下足箱が不足するということが下足箱をふやしております。</p> <p>それから児童館のほうの要望もございまして、荷物掛けの金具といいますが、フックがないということで、それを追加しております。</p> <p>外溝工事等の中では北側出入口のスチール製の門扉の変更をしております。それから遊具設置場所あるいは砂場、花壇周辺の環境整備を追加したものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>中身が説明ありましたけれども、私はこの専決処分について、今のは設計の変更工事概要の変更の説明だと思うんですよ。専決をする本当の理由が何なのかよく理解できません。</p> <p>専決は議会が町長にも委任している事項があります。工事については100分の3%以内、そういうふうなのから行きますと、確かに金額の枠にははまるでしょう。ただ、こういうふうな形で報告になれば、内容がほとんど示されないで金額だけで議会が承</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	

認するというふうなことになるわけですね。

私はちょっと専決処分の議員必携を見ましたら、簡単に言いますと、議会が予算を議決をするというふうなことは財政的な監視責任を果たすというふうなことが目的だというふうなことがあるわけですね。ですから、この専決事項についても、まずは実務的な対応をするにしても直ちに専決をするんじゃないくて、既決予算内の流用や予算充用で、まず対応し、ある程度目安がついた時点で経過を議会に説明しつつ、補正予算で調整をすると。これが議会での理解を得る、そしてまた、議会として町民にちゃんと説明できる機会になるんだというふうなことを言っているわけですよ。

今こういうふうな形で、例えばこの工事費が10億あったら3%、3,000万ですよ。これも町長ができる範囲になるわけですよ。普通だったら、この3,000万というのは大きな事業ですよ、額というのは。どうも私は、あまり安易に専決処分というふうな形で対応し過ぎじゃないか。例えば交通事故とかそういうふうなもの相手があって、いつまでに支払いとかそういうふうなのを済ませたほうが誠意が見られるとかそういうふうなのであれば私は理解できますよ。ちゃんとこういうふうな工期があって設計だってそれでちゃんとよしとして入札して決めているわけでしょう。3者で工事を進めて協議をして変更する。変更するのはいいんですよ、工事内容で。それでやったら補正なりそういうふうなので対応すればいいんじゃないですか。なぜ専決でやるか。ほとんどの議員は中身はわかりませんよ。

こういうふうなやり方というのは、私は本当に、今までの議会運営委員会で資料請求しましたけれども、必ずあるわけですね。26年は甲洋小学校の工事でも変更契約している。27年3月、津波避難タワー、そして27年、今年度は阿光坊古墳館、それから北部児童センター、この2件ありますよ。この変更した増減額を見ますと、約1,000万になっていますよ、2件で。しかも施工業者というのは同じ業者が2件の変更契約している。これは工事を担当する課も、もっと慎重に吟味すべきじゃないですか。

誰が一番先に提案しているのか。設計者がこれはまずいと提案しているのか。施工業者が、これだとまずいと提案しているのか。それとも事務担当者がここを見直しすべきだと担当しているの

答弁	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>か。まず一番先に声に発しているのが誰なんですか、これ。このところをまず一つお聞かせいただきたいと思いますよ。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えいたします。</p> <p>変更の指示は誰がしているのかというご質問ですが、会議の中でそれぞれ設計図書を確認しながら疑義が生じた場合に、場合によっては施工者であったり、あるいは設計者であったり、事務方のほうから指示した、提案したのもございます。</p> <p>それから専決処分につきましては、予算の増額ということではなくて、入札残の予算残で対応したということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>6番。</p> <p>例えば予算残と言いますけれども、それだったら専決する必要はないんじゃないですか。予算の枠内で対応していけばいいんじゃないですか。</p> <p>それともう一つは、例えばこの3%の枠内で専決処分できる金額、追加契約ができるわけですから、例えば今、入札の落札率が95%、多分超えているんじゃないかと思いますが、そうなりますと、落札した2位との差というのが、例えばその3%の枠内にあったら、例えば安くって次に変更契約するというふうな手法だつてとれるわけでしょう。なぜ1回目の設計で、まだ完成して使いもして不具合も出てこないのに、そういうのがわかるか。設計者も、それだったら問題があるんじゃないですか。使う前からこれは不具合が出てくるとか。何のために。もっと審査すべきじゃないですか、ちゃんと、工事前に。設計書なりそういうふうなのを。吟味すべきじゃないですか。これらはどうなっているんですか。この前のいろいろな議運で出てきた中で、もう一回確認させていただきます。</p> <p>企画財政課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>専決処分の考え方について若干ご説明いたします。</p> <p>まず、専決処分につきましては、地方自治法の中で規定されております。専決処分の種類につきましても2種類ございまして、1つは179条であります。この179条といたしますが、例えば本来議会にかけなきゃいけないものを議会を開く暇がない、例えば災害時の予算対応、それから急遽条例等議決しなければいけない、そういった場合に専決処分するものが179条です。これは直近の議会で報告いたしまして承認を議会からいただくことになります。</p> <p>もう一つが第180条に基づく専決処分であります。こちらは議会の権限に属するものであっても軽易な事項については特に別に指定をして、それを町長の権限で専決処分ができるというものでございます。</p> <p>今回の変更契約3%以内のもの、それから報告第22号、23号の自動車事故の関係も、この軽易な事項で、要は議会の本来議決しなきゃいけないものをあえて軽易なものということで別途指定して、それを長の権限で専決処分できるとしたものでございます。</p> <p>よって、今回の変更契約のほうも3%以内の請負金額の中の範囲内ということで長が専決処分したものでございます。</p> <p>この100分の3の考え方も合併前、百石町、下田町時代からそれぞれこの指定事項はございまして、合併時から現在の規定は運用してございます。</p> <p>以上であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>それでは、落札率の件につきましてお話がありましたので、落札率につきましては94.8%でございました。</p> <p>それから発注前にすべて設計内容を吟味すべきというご指摘でしたけれども、確かに平野議員おっしゃることは理解できますが、我々もその設計内容を吟味するという点に関しては意識はしておりますが、なかなか技術的に、その内容について熟知して</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>いないということもありまして、設計内容について工事を進めていく中で発生したことにつきましては変更で対応させていただいたということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>6番。</p> <p>私は財政課長が言う専決処分の部分、書類というのはちゃんと資料としていっぱいありますよ。なぜ専決をしなければならないかというふうな理由については、明確に答弁になっていないというふうなことですよ。179条、180条は私だって持っていますよ。何も課長が。私が調べて質問しているわけですから。</p> <p>今言ったように、まだ期間があるのに専決で処理をするというふうな、その理由がちゃんと説明されていますか。答弁されていますか。これは見直しでしょう、工事の。こういうふうにしてやればいいものができるよ。それはいいですよ。じゃあ、なぜ予算的に補正を提示して、そこで説明をしないで専決処分をするか。その理由がちゃんと答弁になってないじゃないですか。</p> <p>180条でも、さっきも私が言ったように交通事故とかそういうふうな事例はいいですよ、わかりますよ。ちゃんと専決処分して、ちゃんと町としての誠意を示している。それは理解できますよ。やはりこういう建物とか相手がある、確かにいいものをつくるというのはわかります。いいものをつくるということは高いものをつくることなのか。例えば予算の枠内で予算を要しないから専決すると。それだってちゃんと議会に報告したほうがいいんじゃないですか。中身がよくわかるわけですから。「よく精査してやっているな」とか。全くこの辺の捉え方、基本的なスタンスが私と違う。</p> <p>まず、なぜ専決処分で処理して議会に報告したのか。専決処分をしなければならなかったというふうな暇がないわけじゃないでしょう。今の工事からいったら。そういうふうな理由、もう一回ちゃんと説明してくださいよ。</p> <p>企画財政課長。</p>
-----------	-----------------------------------	---



<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>地方自治法の第180条の専決処分につきましては、議会を開く暇がないときに行うものではなくて、議会の権限で軽易な事項については長に委任する形で専決処分できるというものでございます。</p> <p>今回のものにつきましても、精査した結果、変更契約の金額が当初契約の3%以内でありましたので、よって長の権限でそれを専決処分したと。契約行為そのものが専決処分ということでございます。ご理解いただくようお願いいたします。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第24号を終わります。</p> <p>日程第4、議案第93号、おいらせ阿光坊古墳館条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、議案第93号、おいらせ阿光坊古墳館条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の9ページから14ページをごらんください。</p> <p>本案は、現在整備を進めている阿光坊古墳館について地方自治法第244条の2の規定に基づき、設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものです。</p> <p>条例案の主な内容ですが、10ページをごらんください。</p> <p>第1条は設置の目的をうたっております。</p> <p>第2条は施設の名称及び位置を、第3条は、管理は教育委員会が行う旨を、第4条では、職員の配置について、第5条は、11ページにわたり公益を害する者等の入館を拒否できる旨をうたっております。</p> <p>また、第6条から第8条までは入館料に関する事項、第9条から第11条までは使用申し込みと、その使用料に関する事項を、第12条と第13条は12ページにわたり、それぞれ使用者等に</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>対する原状回復と損害賠償の義務を、第14条から第16条までは指定管理者制度の取り扱いを、第17条は委任事項を規定するものです。</p> <p>13ページから14ページにわたっては、第6条及び第10条の入場料及び使用料を別表により規定しております。</p> <p>なお、条例は平成29年3月10日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p>
	<p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>質疑ではありませんが、この前せっかく話してもらったものですから、感想を言わせてください。</p> <p>私は当初、あの場所に立つということを聞いて、あそこかというふうなことで本当は個人的にはあまり賛成ではなかったんです。でも、行ってみたら八甲田山の眺望だとか、あの建物が45号線からそのまま見えるというふうなこと、それから敷地とか、いいところに構えたもんだなど。メーンの所管は教育委員会でしょうけれども、もし建てるのが町長部局で、これがここにすべしということで三村正太郎町長の一声であそこの位置が決定したとなれば、恐らく百石時代から始まって今の今まで三村正太郎の最高の実績ではないのかというふうに思ったわけです。それぐらいすばらしいなと思いました。</p> <p>ただ、私なりに感じたのは、言葉は悪いかもしれないけれども、やはり視点がどうもやっぱり役人の見方の域から出ないなというふうに思いました。</p> <p>というのは、例えば45号線から一番ぱっと見える部屋が何か工房室だか工作室ということで、要望があればあそこで物をつくらせるというふうなことなんです。私は是川の縄文館見ましたけれども、恐らく5～6回行っているんですけども、私が行っている分には同じ部屋がありますけれども、人がいて使っているこ</p>

		<p>とは一回もありません。恐らくあそこも最初は人が来ていろいろやるかもしれませんが、何年かするうちに恐らくだんだん寂しくなるというふうに私は思います。</p> <p>それにやはり建てたんだから人が私たちの言葉でいう「刺さる」施設にしたいと。今一つ百石町で建てた将棋記念館のあそこが人が、囲碁の人たちが一生懸命やってくれますけれども、それ以外はあんまり一般の入場者が来ないということは、あそこに行って、確かに学術的なものは見られるかもしれないけれども、ここに来て何かいいなと、ほかとはちょっと違うというふうなものがちょっと欠けてるんじゃないだろうか。</p> <p>あそこの45号線からぱっちり見えるところに私であれば何かコーヒー、軽食。そういうものができるものをやってほしいなと。あそこに行けばコーヒー飲めて、そして勉強ができて本もちょっと読める、そういう時間もつくれると。今はやりのコージーな場所というんですか。そういうところであればいいなと思います。そういう視点が全くない。リサーチ入れて試してみてくださいよ。絶対あそこだからいいと思います。</p> <p>それに加えて、あの八甲田山を眺望できる2階の部屋なんかもう最高ですし、ああいうふうなところをうまく組み合わせれば子どもから年寄りまで行ける本当にいい場所ができる。私はたばこも酒も飲まないけれども、あの駐車場だってビアガーデンとか何とかやろうと思えば最高ですよ。補助とかいろいろな目的を考えればそぐわないかもしれないけれども、いろいろなそういうファンタジーというか、アドベンチャーというか、そういうふうな企画上の冒険というのは何も無い、芸がないとか。その辺本当にいい場所に、いい建物を建てたわけだから考えてくれればなというふうに要望したいと思います。</p> <p>答弁願います。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>今、大変貴重なご意見をいただいたと思っております。</p> <p>さすがに建物等はこれから構造等は変更できませんけれども、ある施設を最大限活用できるように今後、検討してまいりたいと思います。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	

質疑	馬場議長	以上でございます。
	11番	11番。
	(西館芳信君)	いい答弁いただきました。本当に人が寄るところに、私の思いは、何で自動販売機で済ませるんだと。これだったら絶対人は寄らないよというふうな、そういう失敗を私たちはしてきたんじゃないかなというふうに思います。そこから少しレベルアップした、いわゆるおもてなしというものを考えていただきたいというふうに思います。
	馬場議長	以上です。
	(議員席)	答弁はいいですか。はい。
	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。
	馬場議長	討論ありませんか。
(議員席)	**なしの声**	
馬場議長	なしと認め、討論を終わります。	
(議員席)	これから議案第93号について採決をいたします。	
馬場議長	本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
(議員席)	**なしの声**	
馬場議長	異議なしと認めます。	
馬場議長	よって、本案は原案のとおり可決されました。	
馬場議長	日程第5、議案第94号、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。	
馬場議長	当局の説明を求めます。	
馬場議長	総務課長。	
当局の説明	総務課長	それでは、議案第94号についてご説明申し上げます。
(小向道彦君)	議案書の15ページから38ページをごらんください。	
		本案は、本年10月11日付青森県人事委員会勧告に準じて職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の額等を改正するものであ

		<p>ります。</p> <p>主な改正内容を申し上げますと、16ページの第1条は、勤勉手当を民間の支給割合に見合うように0.05月分引き上げるものであります。また給料表の改定は、職員の給料月額を平均0.2%引き上げるものであります。</p> <p>次に、34ページの第2条につきましては、扶養手当の改正で配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げるものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の施行の日から施行しますが、扶養手当の改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。また職員の給料月額、勤勉手当の改正につきましては、本年4月1日から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>8番、川口弘治議員。</p> <p>まず、この行政職給料表の中の基本月額額というのは、県の人事委員会勧告によって引き上げというふうな、今まで私も何度も説明を聞いていますが、この額についてというのは、それぞれ自治体で違いがあるのでしょうか。まず1つですね。</p> <p>それと109ページで扶養手当の分の改正、現行と改正と比較して、私、ちょっと計算間違っているかもしれませんが、計算してみたら、例えば配偶者がいて子どもが1人、あとは両親、この分を扶養手当として計算した場合、現行でいくと3万2,500円、新しい制度でいくと2万9,500円、計算間違っているかどうかわかりませんが、減るんですね。ただし、子どもが多い場合はふえるんです、新しい制度のほうは。戻って、この給料表の日額でいくと、アップ率というのは先ほど0.2%、額にするとは何百円の世界、どの基本給を見ても上げといて下げるのかなと、そういう……まずは号給というんですか、基本月額というのは、それぞれ自治体で額が違うのでしょうか。その辺をお願いします。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p>	

答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>まず、給料表ですけれども、国も県もそれぞれ調査はしておりますけれども、今の県の改定は国の表と同じですので、ほとんどの県は一緒だと思います。市町村もその県に準じていますので、ほとんど一緒だというふうなことであります。</p> <p>あと扶養手当ですけれども、配偶者は現在1万3,000円ですけれども、6,500円になります。あと子どもについては、今6,500円ですけれども、それを1万円に引き上げると。ですから、同じく一人一人であれば減るということになります。</p> <p>あと額についてですけれども、引き上げ額につきましては、初任給で1,500円、若年層においては同程度で、その他は400円ということになっております。</p> <p>済みません、答弁漏れがありましたら、もう一回お願いします。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>再任用の職員の月額もここに載っております。この件につきましては、きのう西館芳信議員が一般質問をしておりますので、そのやりとりを聞いて、ほとんど理解をいたしました。</p> <p>その中で一般職4名の申し込みがありますと町長の答弁であります。その配属先は施設を考えていますと。その施設というのはどこなのか。その1点だけ教えてください。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>現在考えているのは阿光坊古墳館と、あといちょう体育館であります。</p> <p>以上であります。</p> <p>14番。</p>
質疑	<p>14番</p>	<p>古墳は町職員となるわけですね。そうすると、体育館、これは</p>

	(松林義光君)	委託、業者に白鳥の家とか就業改善センターとか業者に委託してはいいですね。体育館は委託をしているわけではないと。町で独自で運営しているということでいいですか。
答弁	馬場議長 総務課長 (小向道彦君)	総務課長。  現在、正職員が2名と臨時職員1名と、あとは一部貸館のほうは委託している部分もあります。 以上であります。
質疑	馬場議長  14番 (松林義光君)	14番。  じゃあ、もう一度確認ですけども、体育館のほうは、あくまでも町で賃金を支払っているということで理解していいですか。
答弁	馬場議長 総務課長 (小向道彦君)	総務課長。  先ほども言いましたように、正職員2人と臨時職員1人については町が雇用して支払っていると。あと休みの日も体育館は開いていますので、そういうときにはシルバーに委託して払っております。 以上であります。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第94号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

当局の説明	馬場議長	<p>日程第6、議案第95号、おいらせ町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
	総務課長 (小向道彦君)	<p>それでは、議案第95号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の39ページ、40ページをごらんください。</p> <p>本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>その改正内容を申し上げますと、40ページの第1条は本年度12月の支給割合を0.1月引き上げ、1.625月とし、年間3.05月とするものであります。</p> <p>次に第2条は、来年度の支給割合を規定するもので、年間3.05月は同じであります、6月の支給割合は1.45月、12月の支給割合を1.6月とするものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	馬場議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第95号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。</p>	
(議員席)	<p>***なしの声***</p>	
馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
馬場議長	<p>日程第7、議案第96号、おいらせ町議会の議員の議員報酬及</p>	



<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (小向道彦君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。 総務課長。</p> <p>それでは、議案第96号についてご説明申し上げます。 議案書の41ページ、42ページをごらんください。 本案は、議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。</p> <p>その改正内容を申し上げますと、12月の支給割合を0.05月引き上げ、年間3.05月とするものであります。</p> <p>なお、この条例は公布の日から施行し、本年12月1日から適用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第96号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第97号、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 税務課長。</p>
--------------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>税務課長 (小向仁生君)</p>	<p>それでは、議案第97号についてご説明申し上げます。</p> <p>43ページから49ページをごらんください。</p> <p>本案は、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に名称が改められ、その内容も一部改められて平成29年1月1日から施行されることに伴い、当町町税条例にうたわれております町民税所得割の課税特例について必要な改正を行うものであります。</p> <p>その内容について国の経緯も含めてご説明申し上げます。</p> <p>現在、日本は107カ国と国と地域で租税条約を締結しております。租税条約は2国間の二重課税を防止するために相手国の居住者に対する課税の減免や非課税措置を相互に行うことを条約で定めているもので、その多くは所得税だけでなく、住民税も対象となっております。</p> <p>この租税条約ですが、国交のない台湾との間で締結できておりませんでした。昨年11月、民間機関同士で日台租税協定が交わされ、この協定に基づいた法整備が急務となり、今回の改正法により租税条約と同じ目的で同等の効力を有することとなりました。</p> <p>改正内容につきましては、国における所得税の利子、配当所得等について源泉徴収税率の軽減や非課税措置が講じられることから、このことを受けて当町税条例の町民税所得割の規定に関する改正が必要となり、本条例改正をするもので、その内容は新旧対照表、124ページをごらんください。</p> <p>附則第20条の5を附則第20条の6、119ページをごらんください。</p> <p>附則20条の4を附則第20条の5にそれぞれ改め、115ページをごらんください。新たに附則第20条の4を追加するものであります。</p> <p>新たに追加された条文は、冒頭申しました法の改正により特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で該当する所得税の利子、配当所得等に対し、税率と課税方式の特例を定めるもので、町民税はこれまでも利子割もしくは配当割として支払者が源泉徴収する形であったものを、先に申し上げ</p>
--------------	-------------------------	---



<p>答弁</p>	<p>税務課長 (小向仁生君)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>所得税に関しては租税条約でうたわれており、日本に居住している方については、それぞれの国で源泉徴収をするというふうなことでなっております。</p> <p>今の場合、おいらせ町もしくは日本に住んでいる方が住民登録をされている場合については、その住民登録をしているところで税金を納めることとなりますけれども、住民登録をしていない場合は、それぞれの国で納めるというふうな、これが現在の租税条約の内容であります。</p> <p>今回、租税条約を結んでいる107カ国については、それぞれ今言った租税条約に基づいて取り決めされておりましたけれども、今回、台湾との租税条約というのは国として認められていない関係上から現在、存在しておりませんでした。それを民間レベルで租税条約にかわるものを結ぼうというふうなことで整備されたことから、国としても、この法整備をしなきゃならないということで条約に基づいた形で同じく整備したところであります。</p> <p>それで町民税にどのような影響があるかと申しますと、特に現在の町民税に関しては、負担する側、納める側としては何もございません。また受ける側としても何もないんですけれども、今までその支払者が源泉徴収をしていたものが、それが条約によってできなくなるということから今度は分離課税でもって申告のときにその分を納めると。それが100分の3を納めるという形になりますので、今まで1万円の利子もしくは配当をいただいて、300円納めていたやつが、それが支払者、源泉徴収者のほうで事前に引いて国なり町に納めていたものを申告のときに今度は個人が納めるというふうな形に、ただそれだけ変わったと。率も変わっておりませんし、納める金額も何も変わっていないんですけれども、ただ、入ってくる仕組みが源泉徴収から分離課税にされて、申告のときにそれをもらうというふうな形になったというだけでございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長 6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>そうすれば、この前おいらせ町に外国人が住所登録したというふうな、どこの国だったか、1件ありましたけれども、そういう</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>税務課長 (小向仁生君)</p>	<p>ふうな住民登録をした外国人があるわけで、そういうふうな人は結局今言ったように自分で申告、個人納付をするというふうなこと。例えば所得が多くて配当利子、配当、そういうふうな人がある場合は自分で個人納付をするというふうなことになるんですか。どこの国だったか、ちょっと国は忘れちゃったけど。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまのパキスタン人の関係についても住民登録をされた関係上、町のほうに税金を納めるという形になります。</p> <p>現在、当町においては157名の外国人が登録をしております。が、しかし、ほとんどが農業研修と称して研修でおいらせ町に入ってきていることから税金は発生しておりません。</p> <p>現に住んでいる方で数名が毎年申告をして税金を納めているというふうな状況に現在はございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>ただいまの答弁は税務課長でした。大変失礼しました。</p> <p>6番。3回目です。</p> <p>そうすれば157名登録されて、ほとんどが農業研修生ということですけども、例えばパチンコとかいうふうなものの業種の方は韓国籍が多いんじゃないかと思えますけれども、そういうふうな人方は、今の場合で言いますと、こちらのほうに住所登録されてあるのであれば対象になるんですか。多分相当の所得もあると思えますし。</p> <p>私もちょっと聞いてみたら韓国の方は税関を通るに所得税を納めてなければ、それだけの所得がないので本国に行って帰ってこられないというふうな評価をされるというふうな。だから、幾らでも所得税を、幾らでも納めるから取ってくれというふうな話も聞いた。納めなければ、そういうふうな里帰りもできないというふうな話も聞いたんで、この辺は韓国のそういうふうな業種の人方が、もしいるとすれば、どういうふうな形になるんですか。</p> <p>税務課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>税務課長 (小向仁生君)</p>	<p>ただいまの質問、ちょっと答えになるかどうかわかりませんが、韓国人で住所登録をして研修という目的で入ってきているのであれば、他の中国人とかフィリピン人の関係と同じような扱いになります。</p> <p>ただ、それ以外の目的で住所を構えて仕事に従事しているということであれば、当然税金を徴収する納税者というふうなことになるかと思えます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>いろいろ話出ましたけれども、ここの法律は……。まず私は2つあります。</p> <p>1つは、外国居住者ということで外国人居住者というふうには入っていますね。ですから、これは当然、日本人が外国に居住している人たちを対象とした法律であるけれども、相互主義ですから、当然そのはね返りの効果として日本に住んでいる外国人にも及ぶと。そして今話に出た韓国人、永住資格とかそういう資格を持っている韓国人、外国人、中国人含めて今だと80万ぐらいいるのかもしれませんが、そういう人たちは当然、税金を納めているし、それはそれでいいというふうな、一つの解釈がこれで、私の解釈でいいですよというものが1つ。</p> <p>それから2つ目、確かに台湾とか国交がないというふうなことで国の名では何もできないだろうと。中国がおっかなくて。</p> <p>ただ、民間レベルでという、民間機関がというふうにおっしゃいましたけれども、立法府に影響を与えて、なおかつ立法までなってくるというふうな、そういうメカニズムがわかんないな。これはどういう団体なんですか。そして、どういうふうなからくりでもってここまでの、何ていうか、形になったんでしょうか。それが2点目です。</p> <p>答弁願います。</p> <p>暫時休憩します。</p>

答弁	馬場議長	(休憩 午前11時11分) 休憩を解き、会議を再開します。
	馬場議長	(再開 午前11時11分) 税務課長。
	税務課長 (小向仁生君)	まず1点目の相互主義という考え方は、こちらに居住している方、また、こちらから台湾のほうに居住している方、それらがどちらにも、この法律が影響を及ぼすというふうなことで解釈していただければと思います。 それから、2つ目の民間レベルの団体ですけれども、ちょっとお待ちいただきたいと思います。
答弁	馬場議長	暫時休憩します。 きちっと調べて間違いのない答弁をお願いしたいと思います。時間が時間ですので、ここで15分間休憩したいと思います、よろしいですか。11時30分まで休憩します。 ゆっくり調べてちゃんと教えてください。
	馬場議長	(休憩 午前11時11分) 休憩前に引き続き、会議を再開します。
	馬場議長	(再開 午前11時29分) ここで、総務課長より、6番、平野敏彦議員の質疑について答弁漏れがあり、答弁したいとの申し入れがありましたので、これを許します。 総務課長。
答弁	総務課長 (小向道彦君)	先ほどの報告の中で、保険のことを全部、全国町村会総合賠償保険と言いましたけれども、車の事故の場合には公有自動車損害共済事業のほうの保険からお金が支払われるということで訂正させていただきます。 以上であります。
答弁	馬場議長	税務課長。
	税務課長 (小向仁生君)	先ほど手持ちの資料を探せませんで、大変申しわけございませんでした。

質疑		<p>西館議員の質問にお答えいたします。</p> <p>国交が断絶、1972年に断絶してから国及び政府間での友好関係を築くための手段として国が先ほど言いました直接的に交渉を重ねることができない、友好関係を築くことができないということから、それぞれに民間団体を設立しております。台湾のほうといたしましては、亜東関係協会という窓口をつくりました。日本側は日本交流協会という窓口をつくりました。そこで日台の漁業交渉、それから日台の航空交渉、これ以外にも多くの交渉事項がありますけれども、これらを直接、国、政府が行うのではなくて、一旦この民間団体の集まりに政府なり国がそこに入って行って交渉していくと、そういうふうな仕組みをつくっております。その窓口となるのが今申しました2国の団体ということになります。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	<p>ほかに質疑。</p> <p>11番、西館議員。</p>
	11番 (西館芳信君)	<p>大変よくわかりました。勉強になりました。</p> <p>私もそちらにいたときを含めて、この提案の背景、理由ということについては、なかなか満足したあれがなかったです。今回は丁寧に説明して下さったがゆえのこういうことになったということで、これにめげず、どんどん提案するときは、その背景、理由等説明していただければというふうに改めて思いました。ありがとうございました。</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	馬場議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第97号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>	



当局の説明	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>日程第9、議案第98号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (小向仁生君)	<p>それでは、議案第98号についてご説明申し上げます。</p> <p>50ページから52ページをごらんください。</p> <p>本案は、議案第97号と同様、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に名称が改められ、その内容も一部改められて平成29年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の所得割の課税に関する措置について必要な規定を追加するものであります。</p> <p>その内容ですが、新旧対照表126ページをごらんください。</p> <p>附則第24項を附則第26項とし、125ページをごらんください。</p> <p>附則第23項の次に第24項特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と、第25項特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を設けて、町民税で分離課税されることとされた特例適用利子及び特例適用配当の額について国民健康保険税では所得割額算定と軽減判定に用いる総所得金額にこれを含めて課税を行うことを定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>	
(議員席)	**なしの声**	
馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。	

当局の説明	(議員席) 馬場議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第98号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第10、議案第99号、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町民課長。
	町民課長 (澤田常男君)	議案第99号、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 議案書では53ページから54ページ、参考資料は127ページになります。 本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律、平成28年6月3日公布法律第63号第2条に伴い、里親の定義が見直され、平成29年4月1日から施行されることから、これを引用する本条例に所要の改正措置を講ずるため提案するものでございます。 資料の127ページをごらんください。 新旧対照表の中の第4条、下から2行目でございますが、第6条の4第1項という項目が法律の改正によりまして6条の4に一本にまとまりましたので、そこの表現を改正するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長 (議員席) 馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。

当局の説明	(議員席) 馬場議長	これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	(議員席) 馬場議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第99号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第11、議案第100号、青森県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (小向道彦君)	それでは、議案第100号についてご説明申し上げます。 議案書の55ページ、56ページをごらんください。 本案は、平成29年4月1日から当町が加入している青森県市町村総合事務組合で共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務にむつ市を加えることから、青森県市町村総合事務組合格約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。 以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。
	(議員席) 馬場議長	**なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。
	(議員席) 馬場議長	討論ありませんか。 **なしの声** なしと認め、討論を終わります。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>これから議案第100号について採決をいたします。          本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第12、議案第101号、平成28年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。          当局の説明を求めます。          企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長          (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第101号についてご説明申し上げます。          議案書57ページから60ページをごらんください。          本案は、既定予算の総額に14億6,479万4,000円を追加、予算の総額を122億3,521万9,000円とするものであります。          次に、61ページをごらんください。          第2表、継続費補正につきましては、1件の事業の廃止であり、学校給食センター建設事業について当初予算で継続費を予定していたものを繰越明許費に変更するものであります。          続いて、62ページをごらんください。          第3表、繰越明許費につきましては、2件の事業追加であり、国の経済対策関連補正予算の対象分として予算措置するものですが、年度内執行が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。          続いて63ページ、64ページをごらんください。          第4表、地方債補正につきましては、2件の事業の追加と1件の限度額変更を行うものであり、追加分につきましては、国の経済対策関連補正予算に伴う前倒し事業分として、変更分につきましては、県事業の事業費増額に伴うものとして、それぞれ対応するものであります。          それでは、歳入歳出主なものにつきまして別冊の事項別明細書でご説明申し上げますので、ご用意ください。          まず、歳出の主な内容であります。          全款にわたって給料、職員手当など人件費が計上されておしま</p>

	<p>すが、青森県人事委員会勧告に準じた職員の給与改定に対応する  ものであります。</p> <p>1 1 ページをごらんください。</p> <p>2 款 2 項 5 目、定住促進対策費では、地域の元気再生定住促進  助成金、申請件数が当初見込みを上回る見通しであることから当  該助成金 1, 3 1 0 万円を増額するものであります。</p> <p>1 3 ページをごらんください。</p> <p>3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費の臨時福祉給付金 7, 2 0 0 万  円は国の経済対策関連事業として計上するものであります。</p> <p>1 4 ページをごらんください。</p> <p>3 款 2 項 1 目、児童福祉費の多子出産祝金 1 6 0 万円は対象件  数が当初見込みを上回る見通しであることから増額するもので  あります。</p> <p>1 5 ページをごらんください。</p> <p>4 款 1 項 5 目、母子保健対策費の妊婦乳児健康診査委託料 1 3  2 万 9, 0 0 0 円は受診件数の増加に伴い、増額するものであり  ます。</p> <p>1 7 ページをごらんください。</p> <p>8 款 2 項 1 目、道路橋梁維持費の県単独急傾斜地対策事業費負  担金 2 0 0 万円は、県事業の事業費の変更に伴い、増額するもの  であります。</p> <p>2 0 ページ、2 1 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 2 項 3 目、学校建設費では、国の経済対策に伴う補正予  算の前倒し事業として下田小学校非構造部材耐震工事に係る工  事管理委託料 1 8 7 万 1, 0 0 0 円、耐震工事費 5, 0 0 0 万円  をそれぞれ計上するものであります。</p> <p>2 3 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 5 項 4 目、学校給食センター建設費の学校給食センター  建設工事に係る工事管理業務委託料 1, 1 0 0 万 6, 0 0 0 円、  建設工事費 1 2 億 5, 5 0 6 万 1, 0 0 0 円につきましては、先  ほどと同様に国の経済対策による前倒し事業として、それぞれ増  額するものであります。</p> <p>2 4 ページをごらんください。</p> <p>1 1 款 1 項 1 目、農林水産業施設災害復旧費の工事請負費は台  風 1 0 号により損壊が発生した農業用施設について現地精査に</p>
--	---

		<p>伴う工事費の追加と事業費確定に伴う減額をそれぞれ計上する  ものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。  ページ戻りまして3ページをごらんください。</p> <p>14款2項2目、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金7,3  97万9,000円は臨時福祉給付金給付事業執行に対する補助  金として計上するものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>14款2項6目、教育費国庫補助金の小学校防災機能強化事業  費補助金1,753万8,000円は下田小学校非構造部材耐震  化事業に対する補助金として、学校給食センター整備事業費補助  金1億7,270万1,000円は同センター建設事業に対する  補助金として、それぞれ計上するものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目、財政調整基金繰入金は、12月補正予算の歳  入歳出財源調整により4,879万2,000円を増額するもの  です。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>21款1項4目、教育債の学校給食センター建設事業債10億  8,400万円、小学校施設非構造部材耐震化事業債3,330  万円は、それぞれの事業実施に当たり国の補正予算に伴う地方債  措置として計上するものであります。</p> <p>なお、学校給食センター建設事業の財源につきましては、合併  特例債の活用を想定していたものを前倒し事業分について国の  経済対策関連補正予算により追加される地方債を活用するもの  であります。</p> <p>27ページから30ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は特別職及び一般職の給料及び手当等の変更  について示したものであります。</p> <p>31ページから32ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する証書は1件の借入限度額の変更を反映させた  起債元金の償還見込額と年度末の現在高見込額を示したもので  あります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--	--

	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>事項別明細書の3ページから7ページです。</p> <p>7番、<b>檜山</b>忠議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (<b>檜山 忠君</b>)</p>	<p>4ページの14款、国庫支出金の関係なんですけれども、学校給食センターの事業補助金なんですけれども、これは1億7,200万になっているんですか。最初のころには計画的には補助金は5,000~6,000万から8,000万ぐらい出ればいほうじゃないかというふうな見方をしていたんですけれども、1億というふうなことになった理由は何か、いい話ですけれども、何かに関連してこういうふうなのが受けられるようになったのかどうか。</p> <p>それから、7ページの、これもやはり学校給食センター建設事業債なんですけれども、私もよくわからないので、先ほど財務課のほうから説明があっているようなんですけれども、最初の計画では合併特例債を使ってこれをやっていくんだというふうなことではなかったかなと、そういうふうに思っていますけれども、町債に書いたというふうなことのそれは、どういうふうなメリット等のそれがあってそういうふうに変わっていったのか、そこら辺を教えていただければと思います。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>学務課長 (<b>泉山裕一君</b>)</p>	<p>約1億弱ぐらいではないかという補助金が今、1億7,000万ということになっています。まず1億7,200万、今回補正予算に上げた歳入につきましては、あくまでも繰り越し事業として行っていますので、次年度工事対象になる部分の対象の補助金になっております。今年度の分の対象は現在も予算として計上しておりますので。</p> <p>基本的に、当時は私ども補助率とかを調べて、ある程度の見込</p>

		<p>みを立てていました。ただ、ほかのほうで実施した市町村等の実例を見ると、思った以上に補助金が見つからないという傾向がありましたので、それは多分こちらのほうでよく基準単価とかああいうふうなものを使ってちょっと複雑な計算をしますけれども、それが低く抑えられる可能性もあるということで若干低めに試算した経緯がございます。</p> <p>今回改めてしっかり県のほうに申請とか、ある程度その辺の単価等が示されてきましたので、それに基づいて試算した結果、こういう形で非常に当時の予想したよりも多めの補助金がついてきたという経緯になっております。</p> <p>以上になります。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、7ページの地方債の関係をご説明したいと思います。</p> <p>議員おっしゃるとおり、学校給食センターにつきましては、当初、合併特例債の活用を想定してございました。</p> <p>ところが、先ほどの口述の中でも触れましたとおり、今回の学校給食センターは国の大型の経済対策となる補正予算を使うということになります。その中でも国から示されました有利な地方債のものが出ております。</p> <p>具体的に言いますと、補正予算債という地方債を使うことになります。しょっちゅうあるものではなくて、今回有利な起債が生まれて、そちらを使うというものであります。</p> <p>具体的なものを言いますと、充当率の100%で交付税算入率が50%ということになります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>補助金が多く出るということは努力の結果であろうと思うんで、素晴らしいことだろうと思います。もう少し頑張れば、もう少し出てくるかもしれませんので、頑張っていたきたいと思います。</p>



<p>答弁</p>	<p>馬場議長  企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それから、合併特例債は使わないでやるんだというふうなことのようですけれども、これは何年かけて支払いをしていくのだろうかなど、そういうふうなところをまず知りたかった。</p> <p>それから、合併特例債が残るということは今後の多目的ドームにしても、また統合庁舎にしても、それぞれに有効に使えることにもなるでしょうから非常にいいことだとは思いますが、ただ、支払いのほうは長い間続いて、ちょっと多めになっていくようでは困るなど、そういうふうに思っていました。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>まず地方債の償還期間であります、それぞれ借り入れする際に期間を定めて計画的に支払っていくようにしております。当然財政指標等の公債費比率をきちんと基準を守る範囲内で考えてございます。</p> <p>それから合併特例債のほうも、まだ今後いろいろな事業、活用想定されておりますので、なるべく合併特例債を残したほうがいいのではないかとということで今回の対応というふうになりました。</p> <p>以上であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>先ほど補助金のお話で頑張ってもらいたいというご質問に対して少し水を差すような話ですが、今後これから事業を進めるうちで対象内と対象外を仕分けして審査を受ける過程が待っております。その中で対象外になるものということで小荷物昇降機とかインターホンとか防犯カメラ等が現在、対象外になるんでないかとということで予想しておりますので、実際最終的には若干減るものとして考えております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  企画財政課長</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>先ほどの答弁漏れのほうがございましたので、補足して追加し</p>

	(成田光寿君)	てご説明いたします。 借入期間につきましては、その都度その都度、今、金融機関等と協議して地方債借り入れしますので、その借入先の金融機関によって借入期間も違うということになりますので、ご理解いただきたいと思います。
質疑	7番 (檜山 忠君) 馬場議長	わかりました。いいです。 ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。 6番、平野敏彦議員。
	6番 (平野敏彦君)	私は1点だけ。 6ページのふるさと応援寄附金が557万あります。何件でこの額になっているのか。金額的に大体、最低と最高額もわかればお知らせをいただきたいと思います。
答弁	馬場議長  企画財政課長 (成田光寿君)	答弁願います。 企画財政課長。  それでは、お答えいたします。 まず、ふるさと応援寄附金、通称ふるさと納税と言われておりますが、今年度の見込みの寄附金としましては、一応1,500万ほど想定してございます。当初予算で不足が見込まれるということで今回557万円ほど追加しているものであります。 それから、これまでの納税額の最低とか最高額のところでございますが、今細かいところまで資料を持ち合わせてございませんので、後刻調べて報告したいと思います。
答弁	馬場議長  企画財政課長 (成田光寿君)	ほかに質疑ありませんか。後刻報告したいということで。 企画財政課長。  今年度のふるさと応援寄附金の件数でございますが、11月末までで718件、納税額で761万2,000円でございます。 以上です。

質疑	馬場議長	ほかに質疑ありませんか。 6番。
	6番 (平野敏彦君)	まだ3回分あるわけですから「ほかに」ではないんじゃないですか。 今557万補正をしてトータル的に1,557万の収入を見込んでいるわけですね。718件あって761万、大体見ますと、件数当たり1万ちょっとかなというふうな気がしますが、これでいって1,500万見込んでいるわけですから、またこれから半分以上入ってくるのかなというふうな不安もあるんですが、当てがあるんですか。やっぱり補正するという事は、ある程度、ここ、ここというふうなのを見込んでいると思うんですけども、この辺はいかがでしょう。
答弁	馬場議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、お答えいたします。 例年12月が大変多くなってございます。昨年度の実績で言いますと、昨年度は12月1カ月で399万ということで、約400万ぐらい寄附金があつてございます。 よって、その後1月、2月、3月、まだまだございますので、それらを加味しますと1,500万ぐらいにはいくのかなという想定で今回補正してございます。
質疑	馬場議長	6番。
	6番 (平野敏彦君)	はい、わかりました。その辺で、これに伴う返礼の部分については、前にも地場産品いろいろなもので幅を広げてPRすべきだというふうなことで質問してあるわけですが、その後の対応というのは品目がふえたんですか。寄附金をした方に対しておいらせ町の特産品、新たなものとかそういうふうなのがあったらお知らせいただきたいと思います。
	馬場議長	企画財政課長。

答弁	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>今年度は特に見直し等はしてございません。</p> <p>ただ、今のシーズン物として冬の時期でありますのでホッキガイを返礼品の中に加えてございます。夏場がないものという形で今回、ホッキガイを今入れてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>ここでお昼のため午後1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後12時00分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時29分)</p> <p>企画財政課長より、6番、平野議員からの質疑について答弁漏れがありましたので答弁したいとの申し入れがありました。これを許します。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>午前中の平野議員のご質問に答えられなかった部分、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、ふるさと納税の今年度の最高額であります、5万円でございます。それから、最低のほうは1万円ということになってございます。</p> <p>それから、質疑の中で昨年度のふるさと納税の12月期の実績について399万円とお答えいたしました、奨学資金分も入れますと、110万分加算いたしまして、トータルで509万円ということになります。</p> <p>繰り返しますが、昨年度の12月期のふるさと納税の合計額が509万円ということになります。資料を持ち合わせてなくて大変申しわけございませんでした。</p> <p>以上であります。</p> <p>それでは、議案第101号の平成28年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について、歳入全款については午前中、質疑</p>

<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>を終了しておりますので、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第 1 款、議会費から第 7 款、商工費までについての質疑を受けます。9 ページから 16 ページまでです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>それでは質問させていただきます。</p> <p>9 ページの一般管理費の運転業務委託料の 1 3 0 万 2, 0 0 0 円、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>それから、10 ページのところ、報償費の 2 款 2 項 1 目の記念品等 1 0 0 万ありますけれども、この内容。ふるさと納税とのかわりがあるのか、ちょっと説明願いたいと思います。</p> <p>それから、ふるさと納税は今、補正で 5 5 7 万収入で見えていますけれども、そのまま積み立てをするというふうなことで、今年度に活用するというふうなことになるのか。納税されれば、その分返礼もするわけですから、そういうふうな意味では、このまま積み立てしていいかというふうなことについても確認をしておきたいと思います。</p> <p>それから、地域の元気再生定住促進条例のところ、大体何件ぐらいというふうな形で見込み的にいったら件数が伸びるのか、これについても説明していただければと思います。</p> <p>あと 14 ページのところの福祉施設管理運営費ですが、このところはいきいき館も入っているかと思うんですが、いきいき館については調理施設の水回りとかガス、非常に支障があると。お湯が使えないとかそういうふうな状況になっているというふうな声がたくさん寄せられています。なぜ、そういうふうな部分で、ずっと前からそういうふうな声があっても手つかずなのか。これを見ますと、全然補修、修繕するような予算計上されていません。現場の声をちゃんと聞いているかどうか、この辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、3 款の多子出産祝金、これも大体町内どの辺、主に地域的に今生まれてきているのは、どこの地域が多いのか。それから妊婦検診の委託料も 1 3 2 万 9, 0 0 0 円補正で取っていますけれども、やはり人口の多いところなのか、地域的にここが今、非常にふえてきているというふうなのがあればお知らせをいた</p>
-----------	------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (小向道彦君)</p>	<p>だきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、一般管理費の公用車運転業務委託料でありますけれども、これは町長車の運転業務委託料と、あと臨時運転業務委託の二本立てになっております。それで今回補正したものは、臨時運転業務のほうがふえました。これは今年度からバス借上料の削減のために教育委員会のスポーツ車王将号の空き利用を見ながら運転業務を委託して活用することにし、この部分がふえたものであります。借上料のほうの実績については200万円ほど減っております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、ふるさと納税の関係でございます。報償費の記念品のところ100万円の増ということで、これはすべてふるさと納税のお礼品にかかわるものでございます。1人当たりの平均単価は大体4,500円ぐらい見込んでございまして、今後の分を見込んで100万円ぐらい今回増額ということでございます。</p> <p>それから、ふるさと納税の活用でございますが、奨学資金ということで、あらかじめ納税者が特定している分は、そのまま奨学資金のほうへ積み立ていたします。それ以外のものは一般の基金積立金のほうに積み立ていたしまして、来年度あたりから、いずれかの事業等に充当することで現在考えてございます。</p> <p>それから、地域の元気再生定住助成金の関係でございます。4月からこれまでのところ、10件の申請、それから、助成のほうももう確定してございます。それから、今後の分も含めまして今回1,310万円の増額ということでございます。</p> <p>以上です。</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>14ページ、福祉施設管理運営費、これはいきいき館、のびのび館及び老人福祉センターの管理費でありますけれども、今回補正計上させていただきました光熱費については、のびのび館の光熱費であります。</p> <p>なお、ご質問のいきいき館の調理室については、環境保健課長より答弁させていただきます。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>いきいき館の調理室の状況と申しますか、利用者からのいろいろな声を聞いているかということでございますが、ただいま平野議員がお話しされたようなことについては、大変申しわけありません。私どもでは聞いておりませんでした。</p> <p>ただ、調理室そのものの利用について、今は平日の日中ということなんです、それをもう少し貸し出しの枠を広げてもらえないか。そのような要望については把握して、課内でも検討しているところでございます。</p> <p>それから15ページの妊婦乳児の健診の委託料ですが、これにつきましては、妊婦の委託健診、それから、乳児の一般健診。それから、パパママ歯周病健診。そして股関節の脱臼の委託健診というふうに4つのメニューがこの中でやられているわけですが、対象になっている方々について健診を実施しておりますが、地域ごととか、そういう意味での内容での統計等は私どものほうではとっておりません。</p> <p>ただ、明確にわかる部分につきましては、妊婦の届出、妊娠届出件数、これについては過去3年間、毎年20件ぐらいつつ増加ということになっておりますので、それらも含めて今回、今年予算の執行状況を見ながら、最終的な見込みが予算を上回るだろうということで今回追加補正したということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>それでは、多子出産祝金につきまして答弁したいと思います。</p> <p>トータルでは最新のデータでは申請件数が98件、支給済みが89件、トータルで640万の支給をしております。昨年の決算で550万でしたので、既に昨年の決算を上回っている状況です。</p> <p>地域別の動向ということですが、当課では地域別については分析しておりません。今後、その動向についても検討していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>6番、よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山忠議員。</p> <p>ちょっとだけ聞きます。</p> <p>11ページの定住促進事業の関係で14番の委託料、移住・定住ポータルサイト作成委託料とは、これはどういうものなんでしょう。教えていただきたい。</p> <p>それから、先ほど平野議員も聞いていましたけれども、14ページの多子出産祝金が大分出て、それなりの効果を上げているようですが、これによっての出産率の関係なんかが始まってからまだ、でも1年はたったんだらうと思うんで、どれだけ変化があるのか、それを教えていただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、移住・定住ポータルサイト作成委託料の件についてご説明いたします。</p> <p>このポータルサイトにつきましては、イメージとしましては、町のホームページの中に移住関係の情報をつくるといいますか、そこをリンクしますと移住ポータルサイトのほうの画面が開いて、おいらせ町に関するいろいろな移住関係の情報を載せたいと思っております。</p> <p>理由としましては、昨今、移住希望者などからの問い合わせが</p>



		<p>非常に多くなってございます。移住関係、定住関係の情報をそれらの方にお知らせしたいということ。それから近隣の市町村でも移住・定住に特化したそういうホームページのほうをいろいろつくってございますので、今回、県のほうの助成金をいただいて、この金額の中でポータルサイトをつくりたいということがございます。</p> <p>以上です。</p> <p>町民課長。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p>	<p>多子出産祝金に対する答弁いたします。</p> <p>出生率ということでございますが、当課では、まだ出生率のほうの分析、計算は試算しておりませんが、出生数で見いきますと、昨年度4月から3月までの出生数で大体200名弱ぐらいの出生でございます。今年度は11月30日までで148名ということで、恐らく昨年度の実績以上には出生は見込めるのではないかなというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>この定住ポータルサイトについては、これは今一回つくとずっとそのままということですか。それとも何年かに1回ずつ改正と言ったらいいか、新しくして行って今後続けていくというふうなことになるのでしょうか。</p> <p>それから、多子出産の祝金については前回にもお話したように、ある程度の効果が出てきているようなので、これはある面では積極的に続けられるような制度にしていきたいなど、そういうふうに思っていました。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えしたいと思います。</p> <p>ポータルサイトにつきましては、インターネットを介して見る</p>

	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ものですので、旬の情報等を当然瞬時にお伝えしなきゃ意味がありませんので、定期的に職員のほうで情報等も更新していきたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>11ページの定住促進なんですけど、これは今も質問ありましたけれども、地域別の件数がどうなっているか、その推移、地域別でお願いします。</p> <p>それから、このポスター、25万、これは全部なくしたんですか、それとも部数を減らしたとかという、その25万の詳細についてお願いします。それが1つ。</p> <p>それから、もう一つが16ページの農業振興費の中の青年就農給付金ですけども、農業委員会が所管であれば私、聞かないんですけども、農林水産課の多分全体の所掌だと思いますので。</p> <p>これは何種類かあったような気がします。今現在、私、1件もまだ借りてないよというふうなことで、ちょこっと聞いたことがあるんですが、でも今、改めて150万というのは、どういう動きがあるのか。就農給付金の段階的な種類も含めて、こういうふうなのがあるよと、そして今、150万、こういうふうな事情でつけたんですよというふうなことを説明していただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>まず、地域の元気再生定住促進事業のほうの関係でございます。</p> <p>先ほど平野議員のご質問の答弁の中で大体10件ぐらい見込みということでお答えしました。その10件の内訳ということでお願いしたいと思います。</p> <p>下田小学校区につきましては7件、甲洋小学校区につきましては3件ということになってございます。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>それから定住促進ポスター等広告料の関係でございます。</p> <p>実は、これにつきましては定住促進ポスター等広告料、それから、その下のポータルサイト作成委託料等ともちょっと絡みがありますが、当初、県の外郭団体等から移住・定住関係の助成金ということで100万円もらうということで、その中で事業の活用を考えてございました。</p> <p>その後使い道等精査した結果、今回のポスター等広告料のほうを25万減額いたしまして、ポータルサイトのほうに50万という形で考えております。</p> <p>その減額した理由につきましては、広告料につきましては、首都圏等の雑誌広告等に載せるイメージで当初予算では考えておりましたが、その後、移住希望者等は特にインターネットを通じて情報等を得るケースが多いということで、ポータルサイトのほうが効果的だろうということで、広告料のほうを減額してポータルサイトのほうへ予算の配分をしたということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>青年就農給付金のことでございますけれども、45歳未満の青年の就農者の方に対する交付金でありまして、準備型と経営開始型というふうな2種類があります。</p> <p>準備型というのは学校のほうで研修を1年間積んだ後に経営を始めるというもので、経営開始型というのは、いきなりといいますか、経験があつてでしょうけれども、経営をいきなり始めていくというもので、どちらにつきましても1人当たり年間150万の給付となっています。</p> <p>準備型につきましては、準備の期間は最長2年間ということになります。その後、経営を始めてもらうということですが、経営開始型は最長5年間の給付を受けることができます。</p> <p>当町の場合は、準備型の方が1名、昨年研修を受けて、今年始めております。経営開始型につきましては、3名の方で、そのうち1人が夫婦の方がございまして、今回、後期の部分でこれから営農したいという方が1人おりましたので、後期分の半額の75</p>
-----------	---------------------------------------	---

		<p>万円分と、夫婦の方が追加になりましたので、夫婦の方の場合は150、150の300万ということではなくて、夫婦の片方の分が75万というふうな給付になりますので、その75万と今回新たに始められる新規就農者の方の後期分の75万合わせて今回150万の補正をさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>定住促進のほうはわかりました。</p> <p>それで、農水課長、基準をクリアして補助を受けたとなって、その後の要件もたしかあるはずなんだけれども、例えば、ただお金もらったからそれでいいということではなくて、最低何年間はこの基準を維持しなきゃならないよということで、会計的なものとか売り上げだとか、そういう帳簿類、いわゆる。そういうのを何か求められるんですよね。もし求められるとしたら、どういふふうなものを求められるか簡単に教えてくだされば我々も町民に対して説明しやすいんだけど。お願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>経営を始めるに当たっては、経営計画というのを立てます。自分がどういふ農業をこれから進めていくかというのを県のほうとか町のほうと相談しながら、経営の計画を立てていくと。その経営に沿った計画が毎年うまくいっているかというのを四半期ごとに我々も確認しますし、県のほうも確認して、その営農の状況を見ながら進めていくということで、経営はよくなるにこしたことはないんですけれども、なかなかうまく軌道に乗らないということもあるかと思しますので、そこは今後こういうふうな形で進めていったらいいんじゃないかという指導を入れながら進めていくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、第1款から第7款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第8款、土木費から第12款、公債費までについての質疑を受けます。17ページから25ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>7番、<b>檜山忠</b>議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	<p>22ページの10款の教育費のところなんです、8目の阿光坊古墳群、工事請負の関係なんです、看板設置工事費というふうなことで出ていましたけれども、これはどこに立てて、どういふふうな看板なのか、まず教えていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (<b>柏崎和紀</b>君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、こちらのほうですけれども、町内の5カ所、国道沿いに予定してございます。</p> <p>まず1カ所目でございますけれども、分庁舎、それからユニバースを抜けて国道に抜ける十字路、国道とぶつかる十字路の手前のところに公共サインがございますので、そちらのほうに1カ所。また、そこから古墳館のほうに向かいまして間木堤の手前に、また公共サインがございますので、そちら。陸橋の十字路がございますけれども、三沢方面から来たほうと、また、そこを過ぎて役場、本庁舎のほうに曲がる手前に左側にありますので、そちらと、最後に阿光坊の町内を抜ける、下田小学校に曲がる場所を少し過ぎたところに町の看板、こちらから行くと右手側にございますが、そちらの公共サイン等に阿光坊古墳群あるいは阿光坊古墳館といった形で表記をしたいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>7番。</p>
<p>質疑</p>	<p>7番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	<p>看板についてはわかりました。</p> <p>前々から私、提案してきたんですけれども、やっぱり表というのは外部、ほかの県から、または中央から来る人たちに目立つよ</p>

	<p>うということなので新幹線用の看板を考えていただきたい。そして、やっぱりあの建物は、特に他の中央のほうから来た人たちを迎え入れる、来たときには、おいらせ町にはこういう施設がありますよ、こういう古墳群の関係の施設がありますから、ぜひ来てください、または私たちも案内をしてあげられる、そういうふうな施設になってもらいたいと思うんですね。そのためには、ある程度賑わいがなければならぬだろうと思います。先ほど西館議員からもお話があつてましたけれども。</p> <p>特に2階の展望の部分、あの部分は眺めもいいし、ゆっくり休める部分でもあるし、コーヒーテラス的な形、入館料は入ることになると幾ら幾らと取られるんですけども、その取られるのにコーヒーのサービス券ぐらいをつけてあげて、ゆっくりあそんでしてくださいと、また、見るものはちゃんといい展示物がありますから、それを見ていただく。ただ、その展示物だけだと恐らく1時間もたないんじゃないかなと思うんですね。その後の時間を楽しんでもらう。八甲田の展望を眺めたり、または奥入瀬川を見たりとかというようなことで、あそこに少しでも滞在してもらえるような、そういうふうなことにしてもらいたい。</p> <p>またはウォーキングもあるわけですよ。やっぱり古墳群の周りのウォーキングをするのに来ると思うんです。そのときに、あそこにまずは集まってもらって、そこから出発して行ってウォーキングを、古墳群をぐるっと回って、また戻ってきていただくというふうなことです。そのためにも、その都度料金、料金というふうなことになる、何かちょっと煩わしい面もあるだろうし、そこら辺を逆に言ったら、1回いただいたら、そういうふうに戻ってくる料金はいいですよというようなことも考えてあげたほうがいいんじゃないかなと思うし。</p> <p>それから、あともう一つなんですけれども、私はあそこを阿光坊地域の方々の賑わいの場所にしていただきたいと思っているんです。あそこの駐車場を使つての、極端な話ですけども、朝市なり、または何かの催し物をやれるような、そして人が常に集まってくるようなことに使えるように、ただの展示場だけじゃなく、やっていただきたい、それをお願いをしておきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
--	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>答弁は。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>今、議員おっしゃられました、まず新幹線からの看板ということですが、幾度となく整備検討委員会等でも検討はいたしました が、やはり効果的に見ても、なかなか効果がないんじゃないかと。 あと景観的な問題等もありまして、そこまでは必要ないのではない かというような結論で現在の状況でございます。</p> <p>また、コーヒーのサービス券ということですが、ちょっとそこ までは今、考えておりませんでした。なかなか経費の問題という 部分もでございますけれども、ちょっとそこまではどうなのかなと いうことでございます。</p> <p>ただ、長期滞在をとということでございますので、できるだけ長 くいていただけるようなことで施設の運営をしていきたいと思 いますし、またウォーキングの拠点として、また活用していただ くというようなご提案もございました。</p> <p>こちらのほうも今現在の飲食も特別な制限は設けないように、 迷惑さえかからなければしていただけるようにしたいなという ふうな形で進めておりますので、そういった部分でも使ってい ただければ大変いいのかなと思っております。</p> <p>また入館料につきましては、展示施設の部分が有料でございま すので、そのほかのところ、例えば先ほど景観がいいといった 2階の場所なんかは無料でございます。また当日券を買ってい ただいたのであれば、それを再度見せていただければ、また展示室 でもごらんいただくのは可能だと思っております。</p> <p>最後に、町内会の賑わいの場にとということでございますので、 整備検討委員会等にも町内会長さん等も入っていただいていま すので、今後、町内会ともタイアップしながら、どういった活用 とかできるのか、一緒にの行事なんかも含めて検討してまいりたい と思っております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>4番、高坂隆雄議員。</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>24ページの11款1項1目と2項1目についてお尋ねをしたいと思います。</p> <p>まず、1項1目のほうですが、今回の補正額が380万ほど、説明欄を見ますと、減額やら増額なのか、または新規なのかわかりませんが、7つの工事費が計上ということであります。</p> <p>そこでお尋ねしたいのが、減額のやつは多分、補正前の額の中に含まれていると思って工事が完了したので減額かなと思いますが、今回新規に復旧工事費が計上された工事名をどれどれなのか、お知らせをいただきたいと思います。</p> <p>そして、それぞれの災害の状況がどうだったのか、復旧工事が、要するに多分元に戻すということだと思いますが、その工事の内容。概略で結構ですから、お知らせをいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>減額の理由につきましては、9月補正で提出した工事が完了したために今回、減額補正したと。その工事費用分を今回の向山南水路管理用階段等災害復旧工事のほうに充てたという形になります。</p> <p>向山南水路管理用階段施設というのは県道と町道が交わる、向山南ですから、下田時代に言いますと、長坂という集落に行くところとカワヨのほうに向かうほうと苦米地に向かうところのY字路の角のところになりますけれども、その法面が崩れて、そこを管理する階段が一部崩れたというふうなことで、その場所を今回復旧するという内容になっております。</p> <p>あと外小橋の地区の水路、災害復旧ですけれども、これにつきましては、外小橋の水路に土砂が入りまして、台風等によりまして。その土砂が水路と農道部分に入ったものですから、その土砂の撤去と碎石舗装、碎石砂利の敷き直しを再度やるという工事内容です。</p> <p>西後谷地の水路災害工事につきましても水路が、土側溝があるのですが、その土側溝が崩れて水が流れてきたときに農地のほうに入るというふうなことで、その土側溝を直すための土嚢であり</p>



		<p>ますとか、あとはそのちょっと奥まったところに水路が被災した場所があるものですから、農地のところに敷き鉄板を敷いた形でそこまで行かなければならないという仮設の費用もかかるということになります。</p> <p>松原一丁目の砂利道路の災害復旧なんですけれども、これにつきましても農道・農地の中の水路の一部、路肩のところが崩れたということで、それを補修する内容になっています。</p> <p>沼端地区の砂利道の災害復旧につきましても、町道なんですけど、農地に面している路肩部分が雨で崩れたということで、農地のほうに一部土砂が入りましたので、その法面を今回の工事で復旧する内容になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
答弁	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>1 1 款 2 項 1 目の豊原地区災害復旧工事についてご説明申し上げます。</p> <p>場所は豊原のコンクリート工場、セイナン工業の周辺でございます。その地区の道路が、砂利道が雨水によって陥没して、一部道路等が狭くなっておりましたので、そこを鉄板を敷いて砂利を敷き直すというふうなことで、あとは水の関係で勾配によって土砂が流れるというふうなこともありますので、雨水の勾配を変えていくというふうな工事になります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>馬場議長 4 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4 番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に確認なんですけど、1 項 1 目のほうでの水路災害が 2 つ、こちらはそれぞれの改良区とのかかわりは何かありますか。またはないですか。その辺お知らせください。</p>
答弁	<p>馬場議長 農林水産課長</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>こちらの外小橋、西後谷地につきましては、改良区ではなくて</p>

<p>質疑</p>	<p>(西館道幸君)</p> <p>馬場議長</p> <p>15番 (沼端 務君)</p>	<p>水利組合の管理する用地になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑。</p> <p>15番、沼端務議員。</p> <p>すみません、今の農林関係の災害のほうにちょっと興味持った ものですから、関連で1点だけ。</p> <p>いろいろな災害のところとかの復興・復旧工事というのは迅速 に進んでいると思います。</p> <p>そこで秋の台風10号、秋のときのいろいろな雨とか風、いろ いろな被害、農産物にもありました。そこで、いろいろ地域性を 考えると、うちのほう、ゴボウとか、長芋ですか。そういう部分 の被害も、物品の、農産物の被害もかなり来年度におけるニンニ クとかそういうものに影響があったのではないかなと思ってい ました。今後それで町はどういうふうな形で携わっていくのかな という、その1点をお知らせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今現在、国のほうで台風の際の農産物の支援というふうなこと が11月ごろに出されまして、今その採択といいますか、その申 請に向けて、JAを窓口としながら被害の取りまとめをしている ところです。</p> <p>その内容というのは、次年、次作の経営に向けて種子等資材の 共同購入をするというふうなものに対して2分の1以内の補助 をするという内容になっています。第1回目の申請が実は12月 2日だったんですけども、それにはちょっと間に合わないとい うふうなことで、1月の中旬ぐらいにまた申請、申請といいます か、公募型になります。公募して採択になれば補助金がおりと いう内容になっていまして、今その取りまとめを現在、JAを中 心に行っていることになります。</p> <p>ここで課題になるのが被災の状況がわかる資料の提出が求め られております。その資料につきましては、確かに作物を植えつ</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>15番 (沼端 務君)</p>	<p>けたということと、どここの場所に何を植えたというのがわかる資料と、その収量が幾ら減収になったかというのがわかる資料、金額じゃなくて量が下がったということがわかる資料が求められておりますので、それらの資料をそろえていただいて採択になるかどうかということになります。</p> <p>その収量につきましては、個々の農地の収量がわかる場合には、その30%以上減収があったというのがわかるのであれば、個々の農地の部分で申請できますし、農家の方がそれぞれ所有する全体の農地でしか収量が確認できないのであれば、その全体の収量をまとめた20%以上の減収があれば対象になるというふうなものですので、それを今、取りまとめている最中です。</p> <p>それで何とか国のほうの補助を受けながら次期作に対応した対応をしていければと考えています。</p> <p>15番。</p> <p>私も大体その通知は見ました、農協さんから来たやつで。でも、私は、たまたまその部分ではカクトウするのはなかったんですけど、でも、ほかの農家さんの話を聞くと、さっき課長が言ったとおり、収量の証明というか、そういう部分での書類上の、農家さんにとっては面倒くささというか、持ってないのが現実じゃないのかなという部分は。確定申告等で使う部分の書類等は必ずしも5年ないし7年ですから、今持っておくというので私もちゃんと持っているんですけども、そこから今度それだけを引っ張り出せとかという部分では、ある意味本当に被害を被った農家さんにとっては面倒くさいというか、大変な作業になるのかなと聞いていました。</p> <p>その部分で、やってもカクトウにならなかったとかという、いろいろなことも今からそういうのでは生まれるのかなと思っていました。でも、せっかく地域……ナガイモにとっても、結構いいものをつくる地域だと思います。その部分では、いろいろな部分、農協さんを中心に、町もいろいろ携わって広く受け入れる対象にできるような工夫をして今後対応していただきたいと思っていましたので、よろしくお願いいたします。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>私は1点、19ページの消防費のところでは質問させていただきます。</p> <p>まず先般11月22日に、おいらせ町ではマグニチュード3の地震があつて、朝5時59分に地震が福島沖で発生したというふうなことで、避難サイレンで沿岸部に津波が来るといふふうなことで放送があつたんですけれども、私は、おいらせ町が震度3のとき、これまでの経過を見ますと、ほとんど津波の兆候というのは確認できるあれじゃないなというふうに感じていましたけれども、ただ、放送があつてNHKのテレビでは避難しなさいといふふうな放送がありました。</p> <p>今は携帯で、まず第一にテレビに入る前にもう災害の情報が入ってくるわけですよ。そして町では6時22分に沿岸部に広報が出ていまして、その後6時55分に、6時57分ですか、避難勧告が放送になっています。勧告と避難指示、地域によって三沢と隣同士であっても指示と勧告の違いもありますし、私は同じ並んでいるんだけれども、なぜ時間的に違うのかなというふうな疑問を感じたのもあります。なぜそうなったのか。</p> <p>それと県のほうの指示をする部分と町が指示する部分というのは、私よく明確にわからないんで、これらについての一つ説明をお願いしたいと。</p> <p>土日の場合は、いろいろな意味で人も地域にいるわけですから対応は可能だと思うんですけども、この場合は平日でありまして、私は会社に仕事をする人、そういうふうな人から聞かれるんですけども、ほとんど津波が来ないのに、地元の人ですと「もう来ないだろう」といふふうな予測して仕事に行っても、その地域、例えば百石工業団地の場合は日本ハムの方がもう行ってあるんですけども、そういうふうな避難勧告とかそういうふうなのが出ると、屠場の格付けする人がJAのほうから来ないそうですよ。そうすると仕事にならないというふうな。結局その日搬入する養豚とかそういうふうなものも返さなければだめだと。それから、その日の従業員にも仕事がなくなるから帰さなければだめだと。やはりそういうふうなものも含めて、もっと慎重に判断できないのかなというふうな思いがあります。</p>
-----------	-----------------------------------	---

	<p>馬場議長</p>	<p>確かに災害はどういうふうな形で規模的に変わってくるかわかりませんが、やはり平日、土日、それから、例えば私、二川目ですけれども、二川目の郵便局なんかも一番被害を受けているんですけれども、そういうふうなのがよく、この程度だと自分たちはどうなるかというふうな実感がありません。人もかわっていません。</p> <p>そういうふうな意味では、ちゃんと地域ごとにもそうですし、企業に対しても、いろいろな基準、こういうふうな放送をされた場合は、この程度で、県からはこういうふうなものが指示されて、町では本当に最後の手段として、こういうふうなものを放送しますよ、こういうふうになったら絶対避難してくださいとかというふうなマニュアル的なものをやっぱり配るべきではないか。</p> <p>町内会でも私も避難のあれが出て集会所に行ったんですよ。3回行ったけれども、誰もいません。やはりそういうふうなものもあって、ただ行政側とすれば、放送して責任を果たしたというふうな解釈になるのか、やはりそうではないんじゃないかなど。何回もそういうふうなのをやれば避難所にも来る人が少なくなってくると思いますよ。やっぱりそうじゃなくて実際に照らし合わせた形での判断をすべきじゃないかなど。</p> <p>というのは、まち防のほうにもテレビがあるわけでしょう。それなんかも川口漁港とかいうふうなものも見えるわけですから、まず一番先に避難勧告で対応しなければならないのは、奥入瀬川の河口の部分で、次はここ、次はここというふうな形でも町で色分けして指示の仕方を検討すべきじゃないか。私はそう思いますけれども、三沢との判断の違い。それから、地域的な部分、一川目、二川目、深沢。この集会施設で避難したのを見れば、町内会に聞いてみましたら、誰もいない。あれだけばんばん放送していながらですよ。避難者がいなかったというふうなものも本当にそれよかったのかなというふうな思いがあります。この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>その前に先ほどの沼端議員の2回目の質問に対して、農林水産課は、答弁はありますか。いいですか。さっきランプがついていたので。</p> <p>はい、それでは、答弁をお願いします。</p>
--	-------------	---

<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えをいたします。</p> <p>まず今回11月22日の津波注意報についてでございますけれども、当町とすれば地域防災計画の避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアルに基づいて、今回は避難勧告を発令をいたしました。</p> <p>避難勧告と避難指示の違いにつきましては、まず避難指示は被害の危険が切迫した場合に拘束力があるものが避難指示でありまして、避難勧告は立ち退きを促す強制力がないものと認識しております。</p> <p>そして三沢と当町、勧告・指示が違うというふうなお話をいただきましたけれども、実は三沢市と八戸市は国から公表された避難勧告等の判断伝達マニュアルの作成ガイドラインを既に作成しておりまして、その中には津波、地震は避難指示しかないというふうなことでございます。</p> <p>うちのほうは地域防災計画に基づいておりまして、避難準備と避難勧告と避難指示というふうな形で国から公表された、まだマニュアルを作成しておりません。そういうふうなことで三沢市は避難指示と、八戸市も避難指示と。当町は避難勧告というふうなことでございます。</p> <p>そして避難勧告を出した理由でございますけれども、これにつきましては、先ほど言った津波注意報が発表され、被害が発生する恐れがある場合というふうなこと。それと県からの要請があったというふうなこと。それと土砂災害等で被害があった岩手県の市町村、岩泉ですね、の状況等から、社会的要請があったことというふうなことで、当町とすれば三沢市も八戸市も避難指示、六ヶ所村は避難勧告、階上町は避難指示と、そういうふうな中で避難勧告を町長と確認のもとに発令したというふうなことでございます。</p> <p>それと避難勧告を慎重に出したほうがよかったのではないかと、いうふうなことでございますけれども、これにつきましては、うちのほうも慎重に出す判断をしながら状況を見ながら確認していたわけでございますけれども、そういうふうな隣接の状況や県からの要請、それとマニュアルというふうなことがございまし</p>
-----------	------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>たので、一応マニュアルに基づいて避難勧告を発令したというふうなことでございます。</p> <p>それに伴って、工業団地等の従業員が明神山に避難してきたわけでございますけれども、後から確認したところによりますと、命を守る当然の行為であったというふうなことで評価をいただいておりますし、八戸市と三沢市で発令をしたというふうなことで、既に準備をされていたというふうなことで、行政の判断は間違いなかったというふうなことで、うちのほうは確認をしております。</p> <p>いずれにしましても、今回被害がなかったわけでございますけれども、住民の命を守るというふうなことでございましたので、空振りに終わっても今回は避難勧告を発令したというふうなことでございます。</p> <p>いずれにしましても、今後は周りの状況や津波の状況、いろいろなことを勘案しながら慎重に発令してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>それと国が公表しておりますガイドラインに基づいて今後マニュアルを作成してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>あと避難マニュアルの配布でございますけれども、これにつきましては町内会を通しながら、できる限り津波、地震、そういうふうな被害に関する情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>6 番。</p> <p>最大の想定をして当たるというふうなのも理解ができますけれども、やはり、例えばああいうふうな場所で営業している、そういうふうな経営体もあるわけで、それが判断によっては、いろいろな意味で経営的にも被害を受けるわけですよ。津波の被害じゃなくて。</p> <p>そういうふうなのを考えたときに、やはりただ単に人命だけではないと。実際にこの想定の場合は、いわきの沖 60 キロというふうなことになりますと、波の派生、そういうふうなのを見ますと、テレビでやっていますけれども、こっちのほうに伝わって</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>る、そういうふうな部分からいって、向こうのほうがマグニチュード7. 3でも伝わり方というのは全然違ってくるわけですよ。先般の3・11の場合も津波は一緒に来ていませんよ。宮城県、岩手県ずっと来てからうちのほうに来ているわけですから。</p> <p>そういうふうなのから行っても、いろいろな意味で情報の収集というのは、今、自分たちの携帯の中でも常に入ってきますよ。だから、そういうふうなのをもっと、国・県だけの部分じゃない民間の部分の情報収集も活用すべきじゃないかなというふうに思うわけです。役場に備えつけてある機械だけが100%情報源ではないわけですから、そういうふうな意味では、いろいろな意味の情報を収集して判断をしていくというふうなことが私は大事だと思うんですよ。そうでないと、例えば鉄道とかいうふうなのはいち早くストップして学校が休みになったり、そういうふうなのになっていますけれども、そういうふうになれば、親からすれば大変だと大騒ぎするわけですよ。子どもが学校に行かないことになれば、いろいろな対応をしなければならない。</p> <p>やっぱりそういうふうな判断というのが、もっといろいろな受けるほうの側のことも精査しながら基準をつくって、これだったら、こうしなければだめだと、みずからがそういうふうな判断をして動けるような、早めにマニュアルを作成して町内会、それから、いろいろな世帯、職場、そういうふうなものに配布すべきだと思うんで、この辺ひとつよろしく取り組みをお願いしたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>ありがとうございます。うちのほうとしましてもマニュアルの作成につきましては、今後早急に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、平野議員の今のご発言につきましては、真摯に考えて、またご意見として承りたいというふうに思っております。</p> <p>以上であります。</p> <p>9番、吉村敏文議員。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	
	<p>馬場議長</p>	



<p>質疑</p>	<p>9 番 (吉村敏文君)</p>	<p>24 ページの災害復旧費に関連をいたしまして1点だけ。</p> <p>9月だと思うんですが、台風の際に二川目、一川目もそうなんですが、防風林の木が倒れてきたと。それが県のほうなのか個人のほうなのか、責任の所在がはっきりしないというふうな事例がございました。その後、松の木も倒れてきまして家の屋根が壊れているわけですよね。そういうふうな形で、またこれからも倒れそうな木もあるんで、どうでしょうかというふうな話をした経緯がございました。その件が個人の所有のものなのか、県の所有のものなのか。</p> <p>私たちは子どものころからそうなんですが、防風林に関しましては県の管轄だと、一切そういうふうなものに関しては勝手に伐採したりとか、そういうことはしないよというふうな形でできているわけなんです、実際あのとおり災害が起きたときに非常に責任の所在がはっきりしないというふうな事例がございました。これは農林水産課長も知っているはずですし、まち防の課長も知っているはずなんですが、その後の取り扱いはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>二川目地区の防風林の取り扱いにつきましては、県と協議しまして全く個人所有というふうな部分と、あとは当時、防風林をやる際に個人の方と県とで契約を結んで場所だけを借りて防風林を植えたという場所と、全く県のほうで保安林として指定して木を植えた場所というふうな形で、さまざまな形態で防風林の事業が進められたようです。</p> <p>今回、家に一番近い場所にあった防風林につきましては、県と過去において契約を結んだ経緯が全くない、全く私有地だというふうなことでありましたので、県のほうでは、そちらについては伐採はできないというふうなことで今回、町のほうで危険な、民地に近い危険な木であるということもあまして、その部分につきましては、先日、伐採のほうは終了しております。</p> <p>残りの県と個人の方が契約して防風林を植樹した土地につきましては、県のほうの予算で今回は危険な木については伐採の処</p>

		<p>理をするということで、当初予定していた100万円という予算をいただきましたけれども、大体半分ぐらい町の支出で今回、危険木については撤去することができたということで、そういうふうな防風林につきましては、保安林の指定をしますと、もうそこを個人の土地を保安林として指定しますと、固定資産税は減免になるようなんですけれども、ただ、個人の方が自由に土地を使えないというふうなことがありますて、なかなか今ではそういう個人の土地に木を植えるということは県のほうではやっていないということで、過去にはそういう場所については契約を結んで、要するにいつでも自分が自由に使えるという形で、その土地を借りた形でやったことはあったようなんですが、そういうことがほかにもあって、今いろいろ県のほうでは、その辺を精査して処分といいますか、内容を改めようとしているところのようなんですけれども、我が町につきましては、まだそういう場所が何カ所かありまして、要するに個人の家近くある、あるいは個人の方が自分でもともとあった木を切って宅地にして、逆に防風林のほうに近づいてきているケースもありますし、そういったことで、その木が設置をするに従って危険な木が民地に近づいてきている、あるいは民地が近づいてきているという状況がありましたので、県のほうには、その辺の部分再度精査して、これからの対応を検討していただきたいということで申し送りをしているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p>	<p>9番。</p> <p>その対応については、一応行ったということでございますので、その辺のところは「ありがとうございます」というふうに伝えておきます。</p> <p>二川目のところは、特に近い方がいらっしゃいますけれども、やはり東日本大震災の後、津波などで大分木も弱っている、枯れてはいないんだけど、大分弱っているというふうなところもございます。そうした中で9月のような台風が来た場合、やはりそういうふうな、また災害が発生するやもしれません。</p> <p>ですから、今、県のほうでも精査しているということですから、そういうふうな問題がこれからは起きないとも限りませんので、</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>その対応だけは調べるものは調べながら、どういうふうな対応をしていくのかということも含めて考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>先般、阿光坊古墳館、見学しました。2階から眺望する眺め、すばらしいものがありました。新幹線の通過を見たかったなという思いがあります。</p> <p>ただ一つ、これは私だけかもしれませんが、気になることが。案内標識板、阿光坊古墳館、暗いんですよ、標識板が。私に言わせると暗い。垢抜けていない。あれが古墳館だから、ああいうふうなイメージになるのか、あれは誰がデザインをした標識なのか、お伺いいたします。</p> <p>それから、20ページに下田小学校トイレ改修工事費300万予算計上しております。その内容についてお伺いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>古墳館、そちらの標識等においても整備検討委員会の中で、さまざまな案を出していただきながら検討してきた経緯がございます。その中には東京大学の空間情報科学研究センターの協力員の方とか大学教授の方を含め、また地元の、先ほど申しました町内会長あるいは保存会の会長等で協議をして、古墳といたしますか、そういったイメージに合ったものということで、あちらのほうの標識になったという経緯でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>下田小学校のトイレの改修工事についてご説明いたします。</p> <p>来年度入学する児童の中に障害がある児童がおりましたので、その児童を受け入れるために和式のトイレを洋式のトイレに改修いたします。トイレブースの中に手洗い器等も使えるような形</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>で対応をする工事になります。</p> <p>以上になります。</p> <p>14番。</p> <p>社会体育課長、大学の先生とか何検討委員会、精通している方々があの案内板を決めた。私のほうが、もう70過ぎたから感覚が鈍っているのかと今しみじみと、そう思っております。</p> <p>そこで先ほど檜山議員のほうから質問があつて、答弁は国道沿いに5カ所また新たに設置しますよと。ということは、また同じような形態であるような案内板を設置すると。いろいろ協議した結果、あの案内板になりましたよと。国道沿いもそれでいきますよということになるかと思ひますけれども、その点もう一度。私に言わせると、まことに垢抜けていない。こう思っております。</p> <p>それから、小学校のトイレ、これは、私は前にも一般質問しておりますけれども、和式から洋式トイレに変えるべきだと。生活環境、様式がもう変わっているんだと。今ほとんどの家庭が洋式だと。子どもたちは学校に行っても和式を使うのが怖いと。先般の『東奥日報』の夕刊にも3割以上の子どもさんが和式トイレを使うのが怖いと。これが出てこなければ3月の予算委員会でどのくらい予算を計上したのか聞こうかと思ひていましたけれども、たまたま今回300万予算つけていますので、それで今、話を聞いたら、障害児の子どもさんのために1基つけて300万かかるということなのか、そのほかにも、やはり洋式が必要であつて、そのほかにも洋式化するのか、その点お願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>今後取りつける公共サインにつきましては、今現在、公共サインがございますので、それに合ったように、もう少し明るい色を想定しております。そちらの実際の場所のデザインについては、若干暗いというようなご指摘ございましたので、そちらを含めて目立つような形で考えていきたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p>

	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>現在の下田小学校のトイレの改修に関してみれば、ちょっと特殊な洋式トイレを設置いたしますので、1基になります。そのかわり和式トイレのほうはスペースを少し大きく欲しいところがございますので、2基分の和式のスペースを1基の洋式トイレに改修するという内容になっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>14番。</p> <p>なかなか今、呼ばれないから嫌われたかなと思っていましたけれども。</p> <p>いや、呼びましたよ。</p>
<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>そうですか。私の耳が遠くなったようであります。大変失礼いたしました。</p> <p>おいらせ町は今、発展しているんですよ。目覚ましい発展をしていますよ。ほかの町村が人口減っています。にもかかわらず、我が町は横ばいか人口がふえております。私どもが保育園を改築するにしたときも案内板は子どもの絵を看板につけたり、いろいろ設置屋と相談して、子どもが入るようにいろいろ工夫して看板をつくりました。ですから、今一度検討すると言っていましたので、もう少し私から言わせると、もう少しハイカラな案内板をつくってもらいたいと、こう私はお願いをしておきたいと、こう思います。</p> <p>それから、洋式トイレ、障害児用1基、300万、すごくかかると思い、内心びっくりしています。300万もかかるのかなと、こう思っております。そうすると、これは各小学校、中学校の順次洋式化するにはやはり相当金が必要になってくるなど。これは障害児の特殊なトイレだから300万かかるかもしれません。そういうことで、いずれにしても子どもさん方は和式トイレを怖がっております。そのデータは出ていますので、それは当然、教育長も学務課長も承知していると思います。ということで、3月議</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>会に向けて予算化にどのように動くのか、お伺いたします。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>今ご指摘いただきました古墳館のほうの標識はもう設置されておりますので、そのままですけれども、ご指摘いただきましたように、公共サインのほうはもう少し目立つようなことで考えていきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>学校区の全体の洋式トイレの改修の話になっております。教育委員会といたしましては、今、夏休みの期間を使いまして全部の学校調査をし終わりました。それで概ねの概算額を今現在、教育委員会としてみれば保有しております。</p> <p>ただ、その金額自体の精査をこれから行っていきたいということも考えておりますし、学校の意見のほうも聞いた上で調査を行いましたけれども、全部の学校等を同じ形態にするのか、個々の要求にのっとってやるのかというところがまだ教育委員会として方針を出しておりませんので、とりあえず、まずその辺のところを一回詰めてから予算の話はその後になるかと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、第8款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出全款についての質疑を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>ここで2時55分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時40分)</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時55分)</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>第2表、継続費補正及び第3表、繰越明許費並びに第4表、地</p>

質疑	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>大変失礼いたしました。1つ飛ばしてしまいました。</p> <p>給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>事項別明細書の27ページから32ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、継続費補正及び第3表、繰越明許費並びに第4表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。61ページから64ページです。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ。地方債の補正のところで確認をしますけれども、これについては、さっきの質問で償還期限とかそういうふうなのは借入先とかそういうふうなのによって確定できないというふうなことで答弁していましたけれども、そうすると、この借り入れする要件とすれば市中銀行、JA、いろいろな金融機関あるわけですけれども、これらは入札とかそういうふうなので借入先を決定するんですか。</p> <p>今までですと、事業ごとに、ある程度簡保資金は学校とかそういうふうなのが定まってあったような気がするんですけども、さっきの説明ですと、町が借入先を決定して借入条件を決めていくんだというふうなことですけれども、そういうふうなものになれば、条件をどういうふうな形で決めて、どういうふうな業者に選んで入札するとか、どういうふうな方法で借入決定するのか、お聞かせいただきたい。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず償還期限、年限等の関係でございますが、<u>檜山</u>議員ご質問のときに、ちゃんとお答えできなかった部分もありますが、これ</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず償還期限、年限等の関係でございますが、<u>檜山</u>議員ご質問のときに、ちゃんとお答えできなかった部分もありますが、これ</p>

		<p>までの事例を見ますと、ハードもの、ハード事業といえますか、ハコモノにつきましては大体25年ぐらいが多くなっております。20年から25年ぐらい。土木関係は10年から15年ぐらいが多くなってございます。</p> <p>それから今の平野議員のご質問の関係でございます。</p> <p>地方債の借入れにつきましては、事業が確定してから実際借入れの手続に入ります。当然その際には県との協議を経た後に借入れ等行うこととなります。借入れを行う際は、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫等々から見積もりをしまして、一番低いところ、条件がいいところと契約を結ぶこととしてございます。</p> <p>以上であります。</p> <p>6番。</p>
質疑	<p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>町のほうで、そうすると、金融機関をある程度選んで条件のいいところというのは町で条件をつくるわけでしょう。例えば借入金額は1億なら1億、それから町のシルバー償還期限をハコモノですと20年から25年の間、金利は今ゼロ金利ですから、ほとんどゼロに近いような利率を提示するのか。そういうふうな条件というのは、どういうふうになっているんですか。</p>
答弁	<p>馬場議長  企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>政府資金関係のところは、ちょっと内容等わからない部分もありますが、今年度実際に借入れしたことで、実績等でお話ししますと、今年度の5月、6月ごろ実際に地方債の借入手続をさせていただきます。そのときは条件等設定しまして利率が一番低いところと契約をさせていただきます。その際も実際、世の中はゼロ金利と言われていますが、0.1%から0.125%のところまで契約等させていただきます。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>6番。</p>



<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>今年というのは5月、6月、結局前年度の借入入れを5月、6月に行ったというふうなことで理解をしますけれども、条件の、結局金利の低いところから借入入れしたというふうなことで、0.01ですか、0.1ですか。ちょっとそのところ、確認がとれませんでしたが。</p> <p>今の、例えば預金金利なんかを見ますと、ほとんど利子がつかないような条件で借入公共機関で借入入れをするということは、破綻を、夕張みたいなどの破綻もあるわけですが、そういうふうなのがないわけで、私だったら、ほとんど手数料、借入関係の書類的な部分だけで確実に償還していくわけですから、0.001ぐらいでも私はいいんじゃないかなと思いますけれども、すべて金融機関のほうの条件に合わせるのか、町のほうの意向というのはちゃんと示さないとだめだと私は思うんですけども、政府資金のほうについては一定の要件があるわけですから、今、市中銀行の場合は貸したくても使ってくれるところがないという話を聞いているわけですよ。それだったら、まだまだ間口を広げて0.001とか、0.1とかいうふうなところだつて。自治体との取引があるというふうなのは金融機関にとってはいろいろな意味で信用度が増すというふうな、そういうふうな費用対効果があるわけですよ。今の中だけの近くの金融機関だけというふうな捉え方というのは、私は検討を要するものだと思いますよ。この辺は町長、どう思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>かなり細かいところ、テクニックのようなご提言もありました。間違った答弁をこの場でするわけにいきませんので、少々お時間をいただいて、きちんとした内容でお答えしたいと思いますので、後刻報告ということでお願いしたいと思います。</p> <p>以上であります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表から第4表までについての質疑を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>す。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第101号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>環境保健課長 (松林由範君)</p>	<p>次に、日程第13、議案第102号、平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、議案第102号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の65ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,927万3,000円とするものであります。</p> <p>事項別明細書の5ページから7ページをごらんください。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、今後の支払見込みにより2款、保険給付費のうち一般被保険者の療養給付費、療養費及び高額療養費を増額し、変更決定により3款、後期高齢者支援金を減額、事業実績見込みにより8款、保健事業費のうち特定健康診査等事業費を増額するものであります。</p> <p>続いて、3ページから4ページをごらんください。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、1款、国民健康保険税のうち一般被保険者の保険税を増額、退職被保険者の保険税を減額し、9款、繰入金では基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。3ページから7ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>1点だけ。3ページの一般被保険者国民健康保険税が3,700万補正になっていますけれども、これは普通徴収分が2,100万、医療費現年課税分、それから後期高齢者の分が753万とありますけれども、ちょっとこの内容だけ説明いただきたいと思えます。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>税務課長 (小向仁生君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、この金額を計算するに当たっては、当初予算、これは平成27年度、昨年11月の時点で徴収見込み等を勘案して固く積算をしていたところであり、それと相まって徴収率を84%と見込んでおりました。今回85%と見込んで1%増をしたということ、それから27年度決算の増収状況を踏まえて全体的な所得の増の関係で増額を行ったということであり、</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第102号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	馬場議長	<p>次に、日程第14、議案第103号、平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (澤口 誠君)	<p>議案第103号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の68ページから71ページ、別冊の事項別明細書の13ページから21ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ266万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億6,261万3,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では県人事委員勧告に伴い、人件費を追加したほか、事業費確定に伴う流域下水道事業費負担金270万円を減額し、歳入では地方債1,430万円を減額し、一般会計繰入金1,163万3,000円を追加するものであります。</p> <p>なお、地方債の補正につきましては、事業費の確定見込みによる借入額の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。15ページから16ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び地方債に関する調書並びに第2表、地方債補正についての質疑を受けます。17ページから21ページ。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書並びに第2表地方債補正についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第103号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>次に、日程第15、議案第104号、平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>議案第104号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の72ページから75ページ、別冊の事項別明細書の23ページから31ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,744万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では県人事委員勧告に伴い、人件費9,000円を追加し、歳入では地方債10万円を減額し、一般会計繰入金10万9,000円を追加するものであります。</p>

		<p>なお、地方債の補正につきましては、事業費の確定見込みによる借入額の限度額を変更するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
馬場議長		<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。25ページから26ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長		<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び地方債に関する調書並びに第2表、地方債補正についての質疑を受けます。27ページから31ページです。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長		<p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書並びに第2表地方債補正についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長		<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第104号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
馬場議長		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
馬場議長		<p>次に、日程第16、議案第105号、平成28年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第105号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の76ページから78ページ及び補正予算に関する説明書33ページから43ページをごらんください。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ136万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,147万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では介護保険事業計画策定に伴い、総務費及び地域支援事業費に調査委託料を追加し、歳入では国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金及び繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。35ページから39ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。41ページから43ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第105号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>馬場議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第17、議案第106号、平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第106号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は79ページから81ページ、事項別明細書につきましては45ページから48ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に332万6,000円を追加し、予算の総額を1,685万7,000円とするものであります。</p> <p>歳入歳出の内容であります。歳出では1款1項1目、事業費に洋光台団地土地購入者が住宅を新築した際に交付する洋光台団地定住促進助成金332万6,000円を増額し、歳入では当該助成金へ充当する財源として1款1項1目、一般会計繰入金332万6,000円を増額するものであります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち歳入歳出とも全款についての質疑を行います。47ページから48ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山忠議員。</p> <p>48ページなんですが、歳出のほう、1款の事業費。洋光台団地促進助成金300幾らとなっていますけれども、あと幾らぐらい分譲できないでいる部分が残っているのか。それから、前に軟弱地盤を調査するというふうなことで予算をつけたと思うんですけども、それらの進行状況を教えていただきたい。</p> <p>企画財政課長。</p>



答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、洋光台団地の残区画でございますが、現在5区画残っております。</p> <p>それから、洋光台団地の地盤調査の関係でございます。</p> <p>9月補正予算で予算措置いたしまして、その後入札をいたしました。10月28日に入札いたしまして、契約を11月1日、契約額は356万4,000円でございます。今、測量設計業者のほうに委託して月1、2回程度打ち合わせをしながら作業を進めている状況でございます。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	馬場議長	7番。
質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>まず、あと5区画ということなので、間もなくということですね。軟弱地盤のほう、あれはその結果が出てくるのはいつごろになるんですか。</p>
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>委託業者からいただきました工程表によりますと、3月の上旬に取りまとめということでございますので、そのあたりに報告が来るものと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	7番。
質疑	7番 (檜山 忠君)	それらについては、また私ら議員にも、どういう状況になっているかというような報告はあるのですか。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	軟弱地盤につきましては、今後の利活用も含めた形で今回の委託も考えてございますので、いずれにしても早ければ3月定例会

質疑	馬場議長	<p>前の議員全員協議会のあたりで、そのあたりの報告もしたいと考えてございますし、その後につきましても、今後の利活用の方向性等が決まった時点できちんと議員の皆さんにもご説明、ご相談したいと考えてございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
質疑	6番 (平野敏彦君)	<p>今の332万6,000円の補正ですけれども、どういうふうな形で見込んでいるのか。今現在、トータル的に予算が680万になるわけで、補正前の額の347万5,000円、補正額332万6,000円、332万というのはこれからどういうふうに見込んでいるのか、その370万の補正前の額ではどういうふうな件数があったのか、ここをお知らせください。</p>
答弁	馬場議長  企画財政課長 (成田光寿君)	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>こちらの特別会計につきましては、実際に住宅を建てた方に対して交付する助成金でございますので、その実績を見込んで補正等してございます。</p> <p>よって、今回補正の332万6,000円につきましても、今年の春に土地購入した方が今、家を建てておりまして、その建物の完工のめどがつかしましたので、今回その分の助成金の額を補正しているものでございます。</p> <p>その前の、補正前の347万5,000円につきましても、今年の春、土地を買った方がもう夏ごろに住宅を建てておりますので、その方にも既に交付済みでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	馬場議長  6番 (平野敏彦君)	<p>6番。いいですか。答弁漏れは。</p> <p>私の質問の仕方が悪かったかもしれないけれども、これは1棟が建つと。これからも1棟を見込んでいるというふうなこと</p>

		<p>で、この金額だというふうなことで理解していいですか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> <p>お答えいたします。 こちらの助成金につきましては、建物に対する助成金ではなくて土地に対する助成金であります。 よって、土地そのものの価格、それから面積等もう既に決まっておりますので、その土地を買った方が住宅を建てた後に、その土地の分をバックするということになります。 よって、今回追加した分も既に、当初土地を買った分に対して、この分助成するという今回補正した332万6,000円も決まったものでございます。1区画です。済みません。</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第106号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>馬場議長</p> <p>次に、日程第18、議案第107号、平成28年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。</p> <p>馬場議長</p> <p>それでは、議案第107号についてご説明申し上げます。 議案書の82ページになります。</p>
<p>答弁</p>		
<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	

		<p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に336万7,000円を追加し、予算の総額を9億8,509万1,000円とするものであります。</p> <p>別冊の事項別明細書の49ページ、50ページをごらんください。</p> <p>その主な内容につきましては、収益的支出では人事院勧告等による人件費236万7,000円の増額と建物、器械等の修繕費100万円を増額し、収益的収入では外来患者増による外来収益を336万7,000円を増額するものであります。</p> <p>以上であります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>本案については議案書と補正予算実施計画により一括で質疑を行います。議案書82ページ、実施計画49ページから53ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>今これを見ますと9億8,500万、医業収益、医業費用が同じ9億8,500万。この決算見込み、収益が同じになっているので、ほとんどこれで行けば、私は医業収支のバランスがたしか支出のほうが決算では多かったような気がするんですが、本当にこのままで推移できるのか。その見込みについてひとつ伺いたいのと、事項別明細書を見ますと、外来収益が336万7,000円とあるんですけれども、本来ですと1人当たり単価幾らでどのくらい見込んでいるんだというふうなのが説明のほうに載っているんですけれども、このままで、ただ、そのかわり収益が幾らふえるというふうなことで、実際に1人当たりの単価とかそういうふうなのがどうなっているのか示されていないので、これからインフルエンザがはやってきたりなんかしたら、かなりこういうのがふえてくるのかなと思いますけれども、これによって単価がどう変わっていくのかという資料というのはいないんですか。この2点お願いします。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>馬場議長  病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>今後の収支の見通しですけれども、昨年と比べまして外来は患者数で11月現在で760名ほどふえておりまして、収入の部分、外来収益をふやしている、単価は大体5,000円ちょっとという形になります。</p> <p>入院のほうは現在、900人ぐらい減少しておりまして、今後、冬期にかかれば増加する部分もありまして、去年もそういう形で入院の患者数は増加してふえておりますので、見通しとしては500人ぐらいは減少なのではないかと。入院単価も2万6,000円ぐらいで推移しておりまして、500人減ると1,300万ほど。現在の収支状況でいきますと、大体1,350万ほど昨年より減少しております。このまま行きますと、去年より1,350万、去年の決算が1,600万の純利益が出ておりましたので、黒字はある程度確保できるかなという予測をしております。</p> <p>以上になります。</p> <p>……単価の部分については5,000円ほどになりますので、現在で700人ほどふえていますので、大体5×7=35ということで収支の部分に合わせておりますので、そういう単価となっております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長  6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>やはり提案するに説明のところにもやっぱり根拠をちゃんと示して出してほしいというふうには私は思いますよ。普通の建設事業と違うわけですから。積算だって当初のときには単価幾らで年間患者何人見込んで幾らの収入を見込んでいますよというふうなことでやっているわけですから、その中で、では外来の患者が何人ふえて、この336万7,000円になるんだというふうな説明だと「ああ、なるほど」とわかるんですけども、ただこの提案ですと、私は非常に関連して当初の説明、前回の予算の説明とかそういうふうなのからいったらちょっと不備だなという気がするわけですよ。</p> <p>それとあと一つは入院が減っているというふうなこと。外来は</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>ふえている。やはり12月になって少なくともこの手当があるわけで、昨年は1,600万の黒字になったというんですけれども、それ以降の12月に支払いが発生した後の病院の運営の見込みというのは私はなかなか容易でないんでないかなというふうな見方をしているわけです。</p> <p>というのは、昨年と、いろいろな意味で医師の体制のかわりもありますし、それから、高齢者がふえて医療単価が上がらないんじゃないかというふうな気がするわけです。ですから、この辺いろいろな意味で経営については繊細に調査把握して、まずは医師のそういうふうな経営感覚をちゃんと呼び起こすような事務サイドで資料提供して経営に当たってもらうように取り組んでほしいというふうに思いますよ。</p> <p>こちら辺の提案の仕方、これについては3月また必ず補正が出てくると思いますので、気をつけてちゃんと明細を、説明のところはちゃんと手を入れて提案するというふうなことで確認したいと思うんですが、答弁をお願いします。</p>
	<p>病院事務長</p>	<p>病院事務長。</p>
	<p>病院事務長 (小向博明君)</p>	<p>議員のおっしゃるとおり、明細部分ですね、説明については非常に不備だったと思います。こちらのほうは今後に向けて細かい点を載せまして単価なり患者数なりを入れてきちんと示していきたいと思います。</p> <p>あと医師のほうにも今後の病院経営の部分において外来患者数は今年はふえているんですが、長期投薬のほうもある程度抑えながらお願いもしているところでありまして、その部分で外来が年間大体1,000人から2,000人ほど今まで減ってきております。その部分でも今後ふやしていったら、入院がかなり年間で増減がありますので、それを補うような形で病院経営を安定化させていきたいと思いますので、そういうような形で医師とも協議しながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>馬場議長</p>	<p>7番、<u>檜</u>山忠議員。</p>	

質疑	7番 (檜山 忠君)	<p>大体同じような質問だったんですけども、ただ私は、外来が今までも外来の人たちをふやすというふうなのが本当に願望だったわけですね。それがふえてきたというようなことで大変いいことだなと思っていますが、この要因はどのようなふうなことでしょうか。</p>
答弁	馬場議長  病院事務長 (小向博明君)	<p>病院事務長。</p> <p>外来は今まで各診療所できていた部分と三沢の市立病院ができてから、かなり大幅にダウンしてきていた部分があったんですが、今回ふえた要因というのは、八戸地区の部分の患者さんもふえてきております。その点がふえた要因じゃないかなとは思っています。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	馬場議長  7番 (檜山 忠君)  馬場議長 (議員席) 馬場議長 (議員席) 馬場議長 (議員席) 馬場議長	<p>7番。</p> <p>おいらせ病院のいいところがだんだん見えてきたんだろうと思います。外部からも来るようになってきたのではないかなと思うんで、そこら辺をもっともっとPRをして外来をふやしてくださるようお願いして終わります。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第107号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

	馬場議長	<p>日程第19、議案の上程について。昨日12月6日に提出された報告第25号を上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長、演壇にてお願いします。</p>
提案理由の説明	町長 (三村正太郎君)	<p>議員各位には本定例会最終日に追加提案させていただくことに当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>それでは、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>報告第25号、百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約の締結に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、本年第2回おいらせ町議会定例会において議決いただきました百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約につきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第3号アの規定により去る11月28日付で専決処分を行ったものであり、契約金額を60万4,800円減額し、変更後の契約金額を1億161万7,200円としたものであります。</p> <p>以上追加いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして本職初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
	馬場議長	<p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p>
	馬場議長	<p>日程第20、報告第25号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、百石小学校屋根外壁等改修工事請負契約の一部変更契約の締結について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
当局の説明	企画財政課長	<p>議員各位には議案書配付後の変更契約となったため追加提案</p>



<p>当局の説明</p>	<p>(成田光寿君)</p>	<p>となりましたことについてお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、報告第25号についてご説明申し上げます。</p> <p>追加議案書の1ページ、2ページをごらんください。</p> <p>本件は、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる簡易な事項の指定について第3号アの規定により議会の議決を経て工事請負契約をした百石小学校屋根外壁等改修工事において請負金額の100分の3の範囲内で変更する契約を締結したため、本年11月28日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、現地精査に伴う工法変更や使用変更、数量の変更等により契約金額を60万4,800円減額し、変更後の契約金額を1億161万7,200円としたものであります。</p> <p>なお、変更契約の理由、施工概要につきましては、工事担当課である学務課長が説明いたします。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、変更契約の施工概要についてご説明申し上げます。</p> <p>講堂等の外壁改修工事でクラック、ひび割れのことになります。クラックをU字型で溝を掘ってシーリング剤を充填し、改修するUカット工法で行っていましたが、一部の外壁で亀甲クラック、大小大きさありますけれども、50センチ角程度の亀の甲羅に点在しているクラックになります。が見受けられたことから施工中での外壁落下を考慮し、アクリル樹脂で壁面を塗るラビング工法に変更しております。また屋根改修工事では現地精査の結果、雨盛り補修箇所まで屋根葺き替え範囲を変更しております。</p> <p>次に、校舎等の内部改修工事で学校からの要望により図書室の床をタイルカーペット張りからフローリング張りへ変更しております。また雑改修工事では焼却炉撤去に伴い、ダイオキシン検体分析を行ったところ微量であったため、特殊管理産業廃棄物から一般廃棄物の処理へ変更しております。そのほかの変更につきましては、現地精査や学校からの要望に伴い、軽微な変更を行っております。</p>

		<p>なお、追加提案となりましたこのことについて工事担当課といたしまして改めてお詫び申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第25号を終わります。</p> <p>馬場議長</p> <p>日程第21、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。</p> <p>産業民生常任委員会に付託した陳情第5号、小川原湖水環境改善に向けた協力体制の構築について（陳情書）について委員長から会議規則第75号の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>馬場議長</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。</p> <p>ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>平成28年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には師走の大変ご多用中のところご参集いただき、提案いたしましたすべての議案について議決賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見ご提言を十分に踏まえ、引き続き町政運営を努めてまいりたいと存じます。</p>
--	--	--



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 29 年 2 月 7 日

議 長 馬 場 正 治 .....

署名議員 田 中 正 一 .....

署名議員 平 野 敏 彦 .....